令和５年度第４回茅野市行財政審議会会議結果報告書　　【担当課】企画課

会議の名称	令和５年度第４回茅野市行財政審議会		
開催日時	令和５年１０月３０日（月）　18 時 30 分～20 時 00 分		
開催場所	議会棟大会議室		
出席者	※出席委員等：守屋副会長、小平委員、宮坂委員、半田委員、鈴木委員、北原委員、中村委員、鶴石委員、大川委員、両角（博）委員（zoom 参加） ※市側出席者：柿澤副市長、有賀総務部長、小平市民環境部長、平澤健康福祉部長、岩崎都市建設部長、五味こども部長、上田生涯学習部長、藤森議会事務局長、土橋会計管理者、森井財政課長、佐々木財政係長、田中企画部長、井出企画課長、伊藤企画係長、朝倉行政経営係長、宮崎主査		
欠席者	両角会長、高木委員、藤野委員、丸茂委員、柿沢委員		
公開・非公開の別	(公開)・非公開	傍聴者の数	２人

議題及び会議結果

発言者	協議内容・発言内容（概要）
	議事 １　開会 ２　副市長挨拶 ３　会長挨拶 ４　会議内容 (1) 優先改革事項の取組スケジュールについて 【資料１】 (2) 施設使用料等の算出に関する基本方針（案）について 【資料２－１、２－２、２－３】 (3) 茅野市行財政改革に関する提言（案）について 【資料３】 ５　その他 ６　閉会
	議事録 **1　開会**
企画課長	それではお時間となりましたので、これより第４回茅野市行財政審議会を開催したいと思います。よろしくお願いいたします。初めに、次第に沿いまして、副市長からの挨拶です。お願いします。
副市長	**２　副市長挨拶** 皆さん改めましてこんばんは。秋も本当にめっきり深まってきて朝夕は本当に大変寒くなってきました。役所の職員もこの寒さ、寒暖の差で、コロナになったり風邪引いたり、体調を崩して休んでいる職員も出てきておりますけれども、皆様本当に体調管理には気をつけていただければと思います。さてこの行財政審議会ですけど、皆さん２年間の任期、集中的に審議をしていただいて、今日が、多分、任期の最後の審議会になるかなと思いますけれども、本当に熱心なご審議をいただき大変ありがとうございました。この行財政審議会ですけれども、平成 30 年度、当時の柳平前市長が、行財政改革推進市民委員会、行革を専門にやっていく審議会

	を改組して、行財政審議会というふうに形を変えて、条例提案して議会で議決され設置されたものです。当時この行財政審議会は、柳平市長が平成30年度に手掛けた第５次総合計画、その進行管理を行政経営の分野でするために、その行政経営の基本計画をチェックするために設けられた審議会でありました。当時の第５次総合計画は、今までの茅野市が行ってきた社会基盤整備、これが、ある程度もう完了して、インフラ整備というのはでき上がった。そういう中でそれをどう維持していくかっていう、大変はあるもののやさしい基調の計画でした。ですので、行政経営も深く踏み込んで行財政改革をやるというスタンスではなかったわけですけど、令和になって、市長が変わり、そのあとコロナ禍になり、そして、様々な社会情勢が激変する中で、改めて第６次総合計画、全く新しい総合計画を作りそれを実施するための行財政改革を行っていかなければ、やはり、茅野市というまちは持続していかないんだ、そういう考え方になりました。やっぱり強いものが生き残るんじゃなくって生き残るものが強いんだと思いますけど、生き残るものはやっぱり環境変化に的確に適用して進化していくってことだろうと思います。それで茅野市も第６次総合計画の策定等を並行する形で、行政や財政の仕組みを変えていかなければやっていないということで、皆様に委員をお願いしてこの２年間行財政改革について、しっかり議論をいただき、行財政改革の基本方針を作って、一体にしていただき、そして様々な改革についてご意見をいただいてきたところであります。なお、これをご提案いただいたのを市としてはしっかり、それを確実に、そしてスピーディーに実施していかなければ行財政改革の実は上げられません。今日はこの審議会の中で皆様から頂戴した意見というものを自分たちにとっても励み叱咤激励のものとするために、ご提言をいただきたいと思っています。そんな案も正副会長さんの中でまとめて、提案をされておりますので、ぜひそんなことで、しっかりしたご意見をちょうだいして、私どもしっかり行財政改革を進めて参りたいと思いますのでよろしくお願いいたします。それで、この２年間の任期の中で本来でしたら市長がこの場に来て、お礼を申し上げるところですけど今日は出張しておりまして、この会議のところでぎりぎりで間に合うかどうかというところだと思います。もし間に合わなかった場合は申し訳ございませんけど、本当に私代わりまして御礼を申し上げますけども、大変ありがとうございました。 ３　会長挨拶
企画課長	ありがとうございました。続きまして、会長挨拶ということで、守屋副会長様、お願いいたします。
副会長	それでは改めまして皆さんこんばんは。委員の皆様には、お忙しい中、審議会にご出席いただきましてありがとうございます。両角会長が体調不良ということで、今日どうしても来れないということですので、私の方で審議、進行をさしていただきます。会長のようにうまく進められるかわかりませんが、委員の皆さんには、ご協力をお願いしたいと思います。本日は、高木委員さん、藤野委員さん、丸茂委員さん、柿沢委員さん、それから両角会長と、５人の方が欠席ということになっております。それから、両角博志委員さんがオンライン参加ということになっていますので、お願いしたいと思います。スムーズな進行に心がけますのでよろしくお願いします。 ４　会議内容 （１）優先改革事項の取組スケジュールについて【資料１】

企画課長	ありがとうございました。それでは４番の会議内容に入ります。以降は、副会長さん進行をお願いいたします。
副会長	それでは次第に沿って進めさせていただきます。まず一番、優先改革事項の取り組みスケジュールについてということになります。６月９日の今年度第１回の審議会で、令和 10 年度までの財政推計の報告がありまして、この時点で、毎年約 13 億円の財源不足が生じると、いうことが、そういう推計が示されたわけです。非常に厳しい状況が示されたということで審議会として改革プラン案を示すようにこの時に求めました。前回第３回の審議会の時に、30 の優先改革事項について、行政改革プラン２０２３案が示されたわけです。これについて、その取り組みのスケジュールをきちんとしてくれということでお願いしておきましたので、提案をしていただくということで、事務局から説明をお願いします。
行政経営係長	お願いします。企画課行政経営係長の朝倉です。私の方から説明させていただきます。座って説明させていただきますのでお願いいたします。資料１の方をご覧ください。前回の審議会におきまして、行財政改革プラン 2023 案ということで、30 の優先確実事項をお示しさしていただきました。その優先改革事項の取り組みスケジュールについて、本日お示しさしていただきたいと思いますのでお願いいたします。まずですね、資料１の表の方をご覧ください。まず一番左側の方に項目番号が書いてございます。その次に担当取り組む担当課ということで、担当課の方が示してあります。優先改革事項の内容と、その右側に年度が示してございます。短期的に取り組む事項につきましては、令和５年度６年度というところまでで、中長期的に取り組む内容のものについては、令和８年度まで、欄を設けてあります。その次に、具体的な取り組み、または取り組み結果評価課題等という欄がございますが、年度の上段が具体的な取り組みを書くようになっていまして、下段が取り組み結果評価課題等を書くようになってございます。上半期下半期という形で、半期ごとに分けて、取り組み内容取り組み結果を書くようになっております。令和５年度の９月までは、時期が過ぎてますのでグレーで塗らさしていただいてございますので、お願いいたします。右側の方に、月ごとに取り組むスケジュールを書くようになってございますので、そんな形でご覧ください。それで、30 の優先各事項については、主なところをこれから説明さしていただきますのでお願いいたします。 一番、少年育成センター事業費です。こちらは、市民委員会の選出の巡回活動の廃止ということで、すでに市民委員の委嘱と巡回活動の休止を委員に説明してございます。その休止について周知をいただいて、令和６年度にはもう予算を計上しないということで、こちらは取り組みが完了しています。２番目、小泉山体験の森整備活動事業費でございます。こちらは７年度から新たな体制で活動ができるように、関係団体と協議を進めていきます。続きまして２ページをお願いします。３番目の多留姫文学自然の里整備活動事業費です。こちらも令和７年度から新たな体制で活動ができるように、関係団体と協議を進めて参ります。４番目の温泉施設の関係でございます。こちらは令和６年度にサウンディング調査です。サウンディング調査は民間事業者に広く意見、提案を求め、市場性を把握する調査ですが、そのサウンディング調査を行いまして、その結果を踏まえて対応方針を決めていきます。続きまして３ページをお願いいたします。５番目のサンコーポラス旭ヶ丘管理費になります。こちらは、令和６年度にサウンディング調査を実施しまして、その結果を踏まえて、対応方針を決めていきます。続きまして、５ページをお願いいたします。７番目の教育資金利子補給事業です。こちらについては、今年度末には新規募集を停止しまして、令和６年度末には一括清算をして、事業の廃止を進めて

	参ります。8番目、みんなのまちづくり支援事業補助金でございます。見直し結果を令和7年度予算要求に反映できるように取り組みを進めて参ります。続いて9番目の地区コミュニティ運営協議会のあり方負担金の見直しでございます。こちらも見直し結果を令和7年度予算要求に反映できるように、取り組みを進めて参ります。続きまして7ページをお願いします。12 番、不妊不育治療助成事業でございます。こちらは令和6年度には、43歳以上については助成を廃止する方向で、今年度中に検討を行って参ります。13 番目、映画祭の開催方法の見直しでございます。規模の縮小、補助金の減額について実行委員会と協議をしまして、その結果を令和6年度には反映できるように取り組みを行います。続きまして8ページの15 番でございます。産業振興プラザの体制の見直しということで、新体制での運営が令和6年度から開始できるように取り組みを進めます。16 番目、各種がん検診等事業費でございます。自己負担額の見直しということで、令和6年度から自己負担を免除としているものの見直しということで、令和6年度には反映できるように進めて参ります。続きまして、12ページをお願いいたします。21番の蓼科有機センターでございます。民間企業への施設の譲渡ということで、今年度末にプロポーザルの実施ができるように取り組んで参ります。続きまして 13 ページの 23 番、地区コミュニティセンター管理運営費です。拠点数と人員体制の見直しということで、正規職員の配置見直しについては、令和6年度に試行を行いまして、令和7年度から新体制でスタートできるように取り組んで参ります。続きまして14ページです。24 番、市民活動センター運営費、ひと・まちプラザ管理費でございます。中央公民館等の組織の統合ということで、令和8年度に新しい体制でスタートできるように、関係者と協議を進めて参ります。15ページ25番の小学校の関係でございます。こちらはすでに今行われています各地区でのまちづくり懇談会で、市民からいろんな意見をいただいているところでございますが、令和6年度には、地域協議ということで本格的に市民との話し合いをスタートしていきたいと考えております。そして、その結果に基づき、令和6年度末には小学校の再編後の学校数の確定をするスケジュールでございます。16ページをお願いします。27番、千駄刈自然学校の廃止です。市の施設としては廃止ということで、令和6年末の譲渡に向けて取り組みを進めます。17ページ、28番、すずらんの湯の廃止、白樺湖温泉すずらんの湯でございますが、令和6年3月に閉館に向けまして、地元関係者への説明、市民周知を行って参ります。続きまして、19 ページをお願いいたします。スケートセンター、プール管理運営費でございます。市営プールにつきましては、令和6年度の営業をもって廃止のスケジュールで、市民周知等を進めていきます。スケートセンターについては、今後の方向性を決めていく上で、令和6年度に市民アンケート実施、また、サウンディングによる市場調査の実施を行います。以上、30の優先改革事項のスケジュールになります。以上でございます。
副会長	ありがとうございました。それではこの取り組みのスケジュール等々について、委員の皆様からご質問、ご意見を受けたいと思います。よろしくお願いします。いかがでしょうか。よろしいですか。はい。委員さんお願いします。
委員	個々の取り組みについては、正直あまり興味がないです。失礼ですけども。私が知りたいのは各項目の目標が、この資料だとちょっと見えないので、前回の資料見てもちょっと見えなかったです。いつまでに何をやって幾らの期待効果っていう、それが全体的に見える形で、こういう資料に出てないと、みんなどっちを向いてやるのかなっていうのが、バラバラになるし、事務局と各職場の組織とすれ違う可能性があるので、目標のすり合わせをぜひしていただいて、いつまでにこういうこと

	をやる、それによって期待効果幾らぐらいを考えているっていうのは、出していただきたいなと思います。例えば、14 ページにひと・まちプラザと中央公民館の統合のお話があったんですが、お話の中で、令和８年度に目標にという話で、されたかと思うんですが、そこが、ここにうまく書かれてない気がしますので、令和８年度までに二つの組織・機能を統合して、期待効果としては運営費を毎年 1000 万円減る予定だとか、目標だとかですね。そういうことをぜひ考えて、公の形で、見えるものにしていただければと思います。
副会長	ありがとうございます。その他ございますか。それとも、今いいんですよね。市の方は内容わかったということで。はい。その他、委員さんの方ございますか。よろしいですか。委員さんありますか。よろしいですか。
委員	ありがとうございます。金額的に、これでいくら改善があるのかということが、目標的にはあえて入れていないということかもしれませんけど、どのくらいの改善をこの取り組みで見込んでいるかということは、以前はあったかと思うのですが、年間 5 億円という数字が頭の中にあるんですけれども、温泉、プール、スケートセンター、学校と、そういったものでかなり数値的なインパクトが大きいと思うのですが、これの３１項目の改革で、だいたい市の考えている削減に追いつくのでしょうか。
副会長	市の方でお願いします。
企画課長	ありがとうございます。まずですね今回お示ししたスケジュールは当初、一度お示しした改革プラン、そこからの照らし合わせになっております。今お話がございました通り、金額との照合とか、あと目的とかちょっとこう、しっかり明記できていないというか小さい字だったりするものですから、分かりづらくて本当に申し訳ありません。ただ当初のですね、改革プランの中で申し上げたそれぞれの項目に対しまして、令和５年度の予算額、または効果見込額というものも掲示しまして、その中で、それぞれのものがもし廃止した場合にはこのぐらいの額ということはお示ししているところでございます。100％すべてが廃止で全くなくなるってことはちょっと考えにくいところありますので何とも申し上げませんが、当初の中で、令和 5 年度予算額のすべての、金額をはじいたときには確か、すべてで 27 億ぐらいのものになるなというところは、一旦試算を出しております。ただしこれはすべてのものがなくなるときですので、実際には見直しまたは、運営をしていったり、やり方をかえていったりするところもございますので、効果額としての大きなはじきにつきましてはもう一度、金額としては、わかりやすい、このスケジュールに付随する形で載せていきたいと思っています。よろしくお願いします。
副市長	あと１点よろしいですか。先ほどの委員の方からお話あった、市民活動センターとそれから中央公民館の統合の件ですけど、これ歳出の削減とかそういう効果だけではなくて、実は茅野市が進めている公民協働パートナーシップのまちづくりの部分の人づくりの部分で中央公民館と市民活動センターをつなげて、学びから実践へとつなげていくための効果ってこともあって、これは多分その行政の仕組みの部分の改革ということでなかなか効果が算出しにくい部分ですけれども、職員の人の動きをよくするということでこう上がっているようなものもございます。
副会長	まず、委員さんよろしいですか。

委員	すみません。27 億円の削減を見込んでいるっていう、今のお話でしたか。
企画課長	すいません、委員さん、説明が悪くて申し訳ありません、当初の改革プランの中で、挙げていった優先改革事項項目、これがすべての額を合わせますと、27 億ぐらいになりますが、実際にこれは廃止という方向ではないので、そういったものの効果額を見込んでいるものではないということをちょっと逆に申し上げたところです。
委員	わかりました。正確な試算は、これを進めていきながら出していくということですね。
企画課長	はいその通りです。よろしくお願いします。
委員	はい。
副会長	ありがとうございました。その他、皆さんからありますか。はい。委員さんお願いします。
委員	財政改善といいますか、経費節減っていう、そういう観点で、優先改革事項という格好で 31 項目挙げていただいているんですが、いわゆる全般的なとらえ方をした時に、実は施設の利用料の見直しなどもあるし、それから、施設の統廃合については、方向がはっきりしているものと、まだこれから決めなきゃいけないものがかなりあるんですよね。従ってそういったものを全部きちんとやり遂げて、年間 15 億とか 20 億とかが削減できるだろうということに多分なるんだろうと思うんですけども、この 31 項目、かなり手が付けられそうだというものが優先的に上がっていますので優先という項目がついていると思うんですけども、手が付けていないもの、或いはつけなければいけないけどもここには載ってないものっていうものが、かなり私はあるように感じますので、これはもう、審議会に提案したんで、これで十分でございますっていうんじゃなくて、走りながらやはりやらなきゃいけないことはどんどん追加をして、５年間ぐらいの間には目標とする、20 億とか、かなり 30 億とかですね管理の削減まできちんと届くようなものを、常にこれロールアップしながら進めて欲しいなというのがお願いでございます。よろしくお願いします。
副会長	ありがとうございます。市の方は、そういうことで受けとめるということでよろしいですか。
副市長	はい。
副会長	わかりました。それ以外いかがでしょうか。よろしいですか。それではですね、皆様からいただきましたご意見等々含めまして、まずは審議会、次の審議会の皆さんにはですね、これきちんと、チェックしてもらうと、いうこと或いは、内容については、提言書に書いた内容とか、委員さんからお話いただいた皆さんからお話いただいた内容を取り入れて進めていきたいというふうに思いますのでお願いしたいと思います。はい。よろしいですね。それじゃ、次第の２番の方、進めさせていただきます。施設使用料等の算出に関する基本方針案についてということでござ

	います。これにつきましては、昨年度の審議会で、施設使用料の減免の考え方ということについて、委員の皆さんからご意見をいただきましたけれどもその中で、減免よりも、まずは施設使用料の考え方の見直し、これをきちんとするべきじゃないかというようなご意見を受けていましたので、今回、市の方にですね、新たな「施設使用料等の算出に関する基本方針（案)」をまとめていただきました。プラス減免についても考え方を整理してもらいましたので、事務局より報告していただきます。お願いします。 **(2) 施設使用料等の算出に関する基本方針（案）について** **【資料２-１ 、２-２ 、２-３】**
財政課長	それではお願いいたします。私、財政課、財政課長の森井と申します。着座にて失礼いたします。今、副会長さんの方からもおっしゃっていただきましたけどこれまでの経過がおっしゃっていただいた通りでございます。これまでの行財政審議会でご指摘いただいた点、或いはご意見をいただきました点、それらを施設使用料の算定にあたりまして、施設原価に、施設、整備に係る経費として、施設の建設費等を含めること、それと受益者負担の原則に基づいた減免のあり方につきまして、これにつきましては、今おっしゃっていただきましたように、減免というものに限定をせずに、より広義の解釈として、公共施設の使用料の、受益者の負担の見直しと言った点を論点の中心といたしまして、庁内におきまして、使用料等審査委員会、副市長を委員長とします、委員 17 名がおりますが、開催いたしまして、検討をして参りました。それをまとめたものが、本日ご提案させていただいております資料２、「施設使用料等の算出に関する基本方針（案)」、令和５年度改訂版となります。また、もう一つの資料といたしまして資料の２－１でございますが、「施設使用料等の算出に関するこの基本方針（案)」の主な変更点で、５点ほどございますが、要約してあるものでございます。本日はこの詳細につきまして資料２－２の方で説明をさせていただければと思います。文中に朱書きとなっている箇所、これが加筆或いは修正した箇所となります。まず１点目でございます。市民の使用料と市民以外の使用料の区分けの廃止についてでございます。８ページの下段から次のページにかけて記載がございます。(3) 市民の使用料と、市民以外の使用料の部分になります。朱書きで見え消しがされている箇所をご覧いただければと思います。市内の施設におきまして、市民と市民以外の使用料区分けをし、市民以外の終了については、市民と比べ高い設定としているものがございます。これは、市民以外の利用料は、公共施設の施設整備の原資となる税金を納めていないということから、応分の負担をしていただくという考えのもと、導入をしているものでございます。ただ、若者に選ばれるまちを掲げ、関係人口、交流人口の増を目指すまちの施策として、方向性が一致していないという点をかんがみまして、市民、市民以外の区分けはすべきではないという協議結果が出されました。２点目でございます。施設整備に係る経費を使用料の対象とすることについてでございます。こちら１ページの下段、３施設原価の算出から、５ページにかけて記載がございます。これまで施設整備に係る経費につきましては税金で賄い、施設の運営に係る経費を使用料として利用する者、これ受益者でございますが、従事者に負担をしていただくという考えのもと、使用料を算出して参りました。しかし、行財政審議会でのご意見を踏まえまして、施設を使用する人がいる一方、使用をしない人もいることから、施設の整備に係る経費についても、受益者に相応の負担をしていただくべきであると考えまして、施設の整備に係る経費を含めて、使用料を算出することといたしました。使用料の設定のあるすべての施設につきまして、施設の整備に係る経費

	といたしまして、施設の建設費、用地取得費、それと除却費、これらを含めて算定をすることとしたものでございます。２ページの方に、(2) 施設原価の対象、算出方法の補償額と、朱書きとなっている部分になりますが、②施設の整備に係る経費の考え方をご覧いただければと思います。こちらのポツの二つ目でございますが、施設の建設費についてですが、ここは新たに加えた部分でございますので、読み上げさせていただきます。 　施設の建設費は、資産の取得に応じた経費を用い、施設の使用年数は減価償却資産の耐用年数を用いる方法が考えられます。しかし、耐用年数は、鉄筋コンクリート造りの場合は 50 年、ブロック作りの場合は 41 年というように、施設の構造によって異なるものとなってございます。また、空調等の設備は 13 年と同じ建物内でも耐用年数が異なるという状況となっております。また、建物は、一定期間が経ちますと大規模を改修が必要となり、その際の設備を入れ替えたりすることから、大規模改修に要した経費も、施設の建設費に含まれ、そこから新たな耐用年数で減価償却することになります。施設の建設費に、資産の取得に要した経費を用い、施設の年数に減価償却資産の耐用年数を用いると、耐用年数が経過したら、使用料が下がったり、大規模改修をしたら、使用料が上がったりすることになり、使用料のあり方として不安定な状況になります。文部科学省から示されております学校施設の長寿命化計画策定の手引きと解説におきまして、適切な予防措置をすることにより、施設を 80 年使うという考えがございます。鉄筋コンクリート造りの建物に関する長寿命化の手引きであることから、この考えに基づきまして、経費を算出することといたしました。この場合、40 年で大規模改修、また 20 年と 60 年で中規模改修をするとされ、大規模改修時は、建設当初の約６割、中規模改修時は、建設当初の約３割の経費がかかるとされております。そこで、この考え方を用い、施設の建設費は、建設当初の建設費総額の二倍、国庫補助等の財源がある場合は除くといたしまして、施設の使用年数は 80 年と定義することといたします。これにより、建設当初の経費を建物と機械設備に分ける必要がなくなるほか、耐用年数経過時や大規模改修の時期によって使用料が変わることがなくなるという解釈になります。続きまして、３ページのポツ、施設用地の取得費をご覧いただければと思います。施設を整備するために用地を取得した場合は、用地の取得費を施設原価に含めるということといたします。この取得経費につきましても、建物と同じ施設使用期間の 80 年で按分をすることといたします。なお、用地取得を伴わない施設の用地費は施設原価に含めません。続いて、施設の除却費についてでございます。施設は、最後は解体する必要があることから、除却費も施設原価に含めることといたします。建物と同じ施設使用を期間の 80 年で案分することといたします。これらを加味いたしました施設の整備に係る経費を式にいたしますと、建設当初の建設費を二倍し、その額から充当された国庫補助金等の額を差し引き、用地取得費と除却費を加えた額を使用年数の 80 で割るというふうになります。3 点目になりますが、減免を条例に規定することとした、についてでございます。9 ページの中段から 10 ページにかけて、新たに項目を設定して記載をしてございます。６、使用料の区分設定及び減額免除についてをご覧いただければと思います。こちら前文で施設の利用促進、促進、団体や学生等の活動への支援等を目的として、利用者の区分ごとに異なった使用料を設定したり、使用料の減額免除を行ったりすることができることを説明した上で、区分設定や減額免除の実施にあたっての留意事項を列記してございます。①として、使用料は、すべての市民が利用する施設ではなく、特定の者が利用して、受益を受ける場合に利用者に負担していただくものであるという、受益者負担の原則を十分に考慮し、安易に対象を広げないこと。②として、その者を減免とすることが施設の設置目的に合致するかどうか。③として、施設の利

	用促進と受益者負担の原則のバランスがとれているか。④として、減免等は、使用団体等への助成に類するものであることから、補助金等に関する基本指針を参考に、２分の１以内を原則とすること。これらを踏まえまして、区分設定や減額免除を判断することになります。まず、(1) 使用料の区分設定についてご説明いたします。これは、利用者の区分ごとに異なった金額を設定することを示しているものとなります。例としまして、大人料金と子ども料金。このように、対象者の年齢区分で分ける、或いは施設の設置目的の利用は無料とし、それ以外の利用は有料とする。などでございます。異なった金額を設定することとしていますが、いずれも正規の使用料の扱いとなります。また、施設の設置目的内の利用については、６ページの方に記載でございます、４、(1) 施設の性質に応じた利用者負担。こちらで設定した利用者の負担割合で割り落とす前の、単位当たりの施設原価の額を基準として、割り増しした使用料に区分設定するものでございます。続きまして（2）使用料の減額免除についてのご説明でございます。減免は条例で、減免できると規定し、具体的な対象者は規則で規定をしていましたが、規則は市長の権限のみで制定改廃することができるため、市民を含めて広く議論することなく、減免の対象を決めることができるようになっておりました。そこで、減免の対象を条例で規定することとし、市民の代表である議会におきまして、開かれた議論をしていただき、減免の適正化を図ることとし、あわせて減額免除の基本的な考え方を整理をいたしました。減額免除が必要だと判断した場合は、公平性、透明性を高める観点から、条例で直接定めることと明記をいたしました。例外としまして、災害時等の臨時的な減免等があるため、災害時等の一時的な減免であって、市長が特に必要と認める場合という定めを設けることは、可としますが、それ以外の恒常的な減免は必ず条例で定めることとし、規則への委任は認めないことといたします。使用料の減額につきましては、使用料の減額２分の１以内を原則とします。使用料の免除につきましては、官公庁が主催する事業、その他これらに類する公共性の高い事業、諏訪地域の市町村で連携して行っている小中学生に対する入館料の免除、これ以外は原則行わないことといたします。以上が使用料の減額免除についての説明でございます。次に、４点目でございます。激変緩和措置の見直しについて、でございます。こちら７ページから８ページにかけまして記載がございます。これまでも、新たに設定した使用料が改定により大幅に増額となった場合に、激変緩和措置を講じてはいましたが、本来負担をしていただく使用料に達するまでの期間の定め、こちらがございませんでした。そこで８ページの表３、激変緩和措置による段階的改訂にお示しの通り、激変緩和期間として３回の改定を設定し、本来、負担をしていただく使用料になるよう見直しを図ることといたしました。内容につきましては、表の通りでございます。次に、令和５年度施設使用料の試算結果一覧表、右上に赤字で対外秘と記されているペーパーの資料でございますが、こちらデータにはございません。主だった施設の現在の料金、それと改定をした後の料金、そして激変緩和期間の料金を一覧としたものでございます。こちらすべてではなく、あくまでも例として、主だった施設を挙げているものでございます。こちらご覧いただいくことといたしまして、一つ一つの細かな説明は省略をさせていただきます。ご覧いただきますと新たな基本方針に基づいて算出いたしますと、改定率が大きくなる。つまり、使用料の基本額が高くなる施設がございます。ここに掲げられております額はあくまでも参考の額でございまして、今後、新たな基本方針に基づきまして、利用者負担の見直しも含めて、基本使用料を算出した後に、市場価格等を考慮するなどして、使用料を決定していくこととなります。従いまして、恐れ入ります、本日の会議終了後こちらの資料は回収をさせていただきますので、机の上にそのまま置いていただければと思います。次に５点目でございます。施設原価の対象外とする

	経費の明確化でございます。４ページに記載がございます。これまでも、使用料を算定するにあたり、経費の対象としないものとしていたものを、この基本方針の中で明確化することといたしました。施設原価には、施設の貸し出しに必要な経費を計上するものとし、それ以外の経費は除くものとします。また、経費の分けをすることができない場合は、面積案分などにより適切に計上するものといたします。対象外の経費の例といたしまして、博物館、公民館等における講座に要する経費。貸し出し業務以外の業務を行う事務室に要する経費。法律等で使用料の徴収が制限をされている施設等に要する経費を列記してございます。以上、主な変更点５点につきまして、説明をさせていただきました。他の変更点といたしまして、昨今の流動的な社会情勢を踏まえまして、使用料の見直しの期間、これを５年から３年に改めること。また、激変緩和措置が適用されていない施設につきまして、前回の見直し時の施設原価と直近の３年の施設の運営に係る経費で計算した施設原価とで、20%以上の差が生じた場合は、使用料の見直しから３年を経過しない場合でも、使用料の見直しができる、としたいものでございます。重ねて申し上げますが今お示ししているものはまだ改定途中のものとなります。皆さん方のご意見を再度ちょうだいいたしまして見直しという余地ももちろんございます。使用料の改定に向けたスケジュール、こちらの最後にご説明いたします資料２－３でございます。使用料の算出に関するこの基本方針案を確定をさせた後に、基本方針に基づいて減免の対象の見直しや、使用料の算出等を行っていきたいと考えております。合わせまして関係者や団体、これらの方々とも協議を行っていくというスケジュールでございます。使用料等審査委員会で詳細を協議いたしまして、改正条例の上程、こちらを令和６年 12 月議会とし、その後に市民の皆さんへの周知期間を経まして、令和７年４月からの施行としたいと考えてございます。説明は以上でございます。
副会長	ありがとうございました。ただいまの内容につきましては、当審議会から、行政に対して検討してくれということでお願いした内容でございますけれども、各委員の皆さんに、ご意見、ご質問お聞きしたいと思いますので、お願いします。委員さん、どうぞ。
委員	説明どうもありがとうございます。使用料の算出に関する基本方針の案という格好で、訂正した箇所との説明をいただいたんですが、財務の立場からしますと、施設ってそれぞれどのくらいお金がかかっているんだという、そういう試算で、検討がされて、この基本方針もどちらかっていうと、お金全体をどう賄うかというような考え方になっているというふうに感じる。ところが施設使用料を算出するっていう前提には、利用者は何人いるのかっていう、利用者の母数っていうのが非常に重要になってくるわけです。おそらく例を見ると、各３年間の利用者数の平均とか何とかそういったようなことを使ってこうやられているんだと思うんですけども、利用者については、担当する課が、利用促進を図って、計画的に増やすっていう方法もあるんです。しかしそういう努力をしても時代の変遷その他でどんどん利用者が減ってしまって、料金が、それこそ、何百%も 1000%も上がるというようなことになってくると、その施設は本当に意味があるのかという形に判断をしなければいけないわけです。従って、お金の方からだけ、基本方針を見るんではなくて、利用者の確保、或いは利用促進、或いは利用者が、大きく目標から減った場合に、どういう考え方をするかっていう、そういったものも本当は基本方針の中に入れておいたほうがいいんですね。５年で改定するといっても、５年の間に何もしないと、ただ減ってました、増えましたっていうだけではなくて、５年の間にじゃあ、どこまで増やせればこのぐらいできるね、バランスがとれるねっていうような

	ことが、それぞれの担当課が、頑張っていろいろのスポーツ振興をやったり、活動振興やって地域福祉の行事に使ったりというようなことをやっていかないと、ただお金の方のことだけ見て、歳出のバランスを出そうっていうのは、やっぱり相当片手落ちになるなという感じがしました。そういう観点で、一つ、別の意味の検討でお願いしたいなと思います。
副市長	委員がご指摘された通りの議論を庁内の中でもしています。対外秘の中で、今日の資料は置いて行っていただきますけれども、総合博物館を見直すと 4330 円という数字になるわけですけど、これ年間の入館者数が１万 5000 人くらいですから、こうなってくるわけですね、そうすると、委員おっしゃるとおり本当に総合博物館の入館者をどう増やすか、或いはもともとの設置目的に対して、これだけ、ないというのはどうなのかっていう議論は当然出てくる話ですので、これは、試算した中でまた、公共施設のあり方について十分、中で議論をしていく、そういうことになると思います。
副市長	ありがとうございました。その他ありますか。はい。委員さんお願いします。
委員	その個人的にはすごいしっくりこない資料です。大きく３点。一つは、１番目に市民と市民以外の分けをなくす理由が、「若者に選ばれるまち」ってあるんですけど、この整合性が全然わからないです。僕が考えるんだったら、例えば茅野市に住めばね、施設が安く使えるって方が移住者増えるような気がするんで、どうしてこの理由で、市民、市民以外の区分けがなくなるのはよくわからないです。これ１点。それから二つ目、主な変更点２番ですけども、そもそも受益者負担ということが非常に軽く語られているんですけども、かかった費用、いろんな経費等を含めてすべてを受益者が負担するわけじゃないんですよね。どう頑張ったって負担できないので、そのうちの何割かは受益者で、その残りはほとんど市民が負担しているっていうことになると思うんです。何て言うのかな、市民が払うってのは、その犠牲なので、市民に対してさっきも言ったんですが、もう少し配慮があっていいのかなという気がします。それから減免のところ、例えば、僕と宮坂委員さんはゆいわーくの代表という、今はもう関係ないんですけど、来てるんで、その立場で言うと、最近非常に施設の稼働率が低いです。言い換えれば市民活動が非常に停滞している中で、またお金取るんだったら、余計下がっちゃうんでせっかく立派な施設建てても、さっき委員さんがおっしゃったようにする稼働率が下がってしまうという結果が目に見えているんじゃないかなという気がします。私、見ていて、ゆいわーくを一生懸命使ってくださる方っていうのは本当に障害者福祉関係やっているとか、或いは手話の関係をやっているとか、非常に市民活動に熱心な方で、全員が手弁当で、多分収入なんて何もないと思うんです。その中でまた大きな負担をかけさせるっていうのは本当に気になるなということで、ちょっと全般的に私の思いとは、相いれない資料だったなという気がします。
副会長	ありがとうございました。事務局の方、よろしいですか。
副市長	委員さんのお話も十分理解できるところです。その上での話ですけど、まず、やはり、一定の公共施設の部分について、これが例えばその施設の目的で政策目的の中でこれを無料で例えば使う施設だとか或いは社会教育施設の図書館のようにそこで料金取ってはいけないみたいな法で規定されているものがあると思います。一方で、やっぱり受益者っていうところが引っかかるのかもしれませんけど、その

	施設をこう集中的に使う方がいるとするとその部分に一定の負担っていうのは生じる、その部分を、先ほどの使用料の６ページのところなんですけれども、どの程度、利用者負担を100%取るのか或いは利用者負担というのは０%なのか、ここは政策的な判断をしながら、使用料というものを算出していくってことになるんだろうと思います。あとゆいわーく或いは公民館もそうなんですけどもほとんどが実際のところは、社会教育団体なり市民活動団体は認定され無料になっているっていう部分があって、にもかかわらずもし稼働率が低くなっているとすると、それはまた使用料とは別のところでその活動センターのあり方とか、それから市民活動に対する支援の仕方っていうのをしっかり検討していかなければいけないんじゃないかと、そういうようなことも考えられると思います。いずれにしても委員さんからのご提言の部分というのも踏まえながら、私どもなお、またこの適用の部分については考えていきたいと思います。
企画部長	私の方から、最初のところでご指摘いただいた、「若者に選ばれるまち」の整合合わないというお話のところなんですけれども、言葉足らずのところがあってですね、内容的には、第２次地域創生総合戦略には、「若者に選ばれるまち」で、外からお客さんに来ていただきたい。そして、ゆくゆくは移り住んでいただきたいっていうんで、まずは知って、訪れていただく、そういったフェーズに沿った計画になっております。その中で、この来てください、訪れてくださいって言った方々に対して、よそ者扱いをしてあなた方は高くしますよっていうことが、これはいかがなものかということで、市民と市民以外の区別はまずこれからなくしていこう、これから６次総合計画の中にも交流という部分が非常にキーワードになって参ります。いろんな方々との交流を進める上で、市民と市民以外を区分けするとはいかがなものか、そういった視点でございますので、ご理解いただければと思います。
副会長	委員さんお願いします。
委員	今、市民と市民外を区別しない、という言葉があったんですけれども、僕も委員さんと同じように理解できないです。それだけです。
副会長	委員さんお願いします。
委員	ありがとうございます。私も今の市民、市民以外に関しては、同じく、理解に苦しむなというところはありますので、例えば温泉施設で、市外の方 600 円、市内の方 400 円とありますけど、600 円が法外に高い場合は、何だろうと思いますけど、大体私あちこちいろいろ温泉入りますけど、800 円ぐらいは普通にある話で、それから 600 円茅野市安いなっていう印象受けています。その中で、ちらっと見て、市民が 400 円で見ると、ここに住むといいんだな、私は実際それを思って、来て、温泉に入っていますので、実感としてその感覚を持っています。そういう意味では、無理やりってわけじゃないと思うんですけど、理由としてはちょっと苦しいのかなというふうに、感じるところが正直あります。もう一つが、委員が言われたことなんですけども、使用料改定のスケジュールで見ていくと、まさに営業活動は中には入ってないわけです。先ほども話に出ていますけど、いかに使ってもらうのかっていう観点に関しては、私も昔、企業で営業していましたから、やっぱ会社と行政が違うのは重々承知しておりますが、使ってもらう努力をするのに、数ヶ月っていうのは絶対成果でないんです。やっぱ年単位での努力が必要だと思いますし、努力によっては、成果を倍にすることだって可能なわけで、そのあたり一気にこの

	数字の見方っていうのは変わってくるっていう感じがやっぱあると思っていて、これはもう完全に減免をやめていくよっていう方向のスケジュールになっちゃっていますけども、もう１年向こうにしてみて、営業努力をしてみるっていうところも含めてもいいようには思います。少なくともこの中の項目の一つでそれがあるべきなのかなっていうふうに思いました。以上です。
副会長	ありがとうございます。その他ありますか。はい。委員さんお願いします。
委員	施設整備に係る経費を算入するというのは非常にいい考え方だとは思うんですけど、この中でちょっと気になるのが、用地取得費っていうのは、他の経費とちょっと色が違うような気がしていて、用地で評価しなきゃいけないのは、例えば地上権部分であるとか借地権見合いとか、そこら辺のところで、あと、基本的には財産が残るわけですから、そこら辺をどう評価するかっていうのは、ちょっと工夫の余地があるような気がして、ちょっとまだ、言葉にすると、正確ではないかもしれないですけど、用地取得費全額をここへ計上するっていうのは、少し工夫の余地があるかなと思ってきました。
副会長	はい。ありがとうございます。その他ありますか。はいどうぞ。委員さん。
委員	すみません。やっぱり経費にかかる部分を値上げするっていう感覚なんですけど、マーケティング的に、民間の人たちが、マーケティングを考えると、やっぱり営業して売り上げをどうゆうふうに上げて、それに関わる経費がどのくらいあって、それによって、いくら売り上げが上がって、それでかかっている原価がこのくらいで、っていう、もうちょっとトータル的なバランスの中の収支を考えた上で、価格設定していくっていうのが通常じゃないかと思っているんですけども、いかがでしょうか。
副会長	ご意見じゃなくて質問ということです。お願いします。
副市長	先ほどの説明の中にもありましたけども、こうやって使用料設定しても一方でやっぱり市場価格との均衡ってことも出てきます。先ほどの総合博物館だと 4300 円です。これにしたらやっぱり入らないわけで、通常だとやっぱり近郊のところの博物館って 400 円とかそういった話だと思いますので、そうすると、算出した上で、どれだけ市場価格のところに、均衡させるか努力するかってこともあると思いますので、その辺は今日、大分ご意見いただきましたので、それも踏まえながら、使用料については、庁内で検討してまいりたいと思います。
	(3) 茅野市行財政改革に関する提言（案）について【資料３】
副会長	はい、ありがとうございました。その他ありますか。時間もありませんので、それぞれ皆さんからいただいたご意見ですね、これ案ですので、また市の方で、十分検討していただいて決定していく、ということでお願いしたいと思います。それでは、続きまして３番。「茅野市行財政改革に関する提言案について」ということで進めさせていただきます。我々現在の行財政審議会のメンバーで、２年任期ということで、11 月３日で終了となるわけです。会長ともいろいろ相談しまして、そうは言っても何か残していった方がいいんじゃないかと、いうことの中で、この行財政改革に関して、今の審議会から提言をして、次期の委員さんにきちんとつなげて

	いくということが大事じゃないかということで、進めて参りました。委員の皆様のご意見を聞かずに進めて参りましたけれども、まず、この提言を出すということについて、よろしいかどうかだけ、委員の皆さんにお聞きしたいと思うんですけれども、よろしいですか。 　ありがとうございます。それでは、行財政改革に関する提言についてということで、この中身について、またご意見ご質問をいただきたいと思いますけれども、それぞれ、これにつきましては委員の皆さんにすでに先にお渡ししてありまして、皆さんの中から何人かの皆さんには、意見をいただいているところでございます。今日は時間の都合もありますんで、先に、ご意見をいただいたこのご意見についても、全部の委員さんにお渡ししたところですけれども、まずはご意見いただいた皆さんで、補足或いは内容説明等ありましたらお願いしたいと思います。委員さんからお願いできればと思います。
委員	いろいろ細かく言えるかもしれないんですけど、今まで市のいろんな計画見ていて、実行されていないなっていうケースがほとんどで、なんで実行されてないかなあと思ったら、二つあるかなと、一つは組織、それをちゃんと実行する組織がないっていうことかなと思います。今回のテーマも非常に大きなテーマですけれども企画課っていう形でやっちゃうと、ちょっとですね多分企画課って忙しい。それ以外の仕事もあるので、ついつい片手間で管理してって、実行は３年もうだうだ行っちゃうかなって気がするので、こういうのは、例えば市長直轄で、プロジェクト化して、この実行をちゃんと、計画を実行されるように見ていく組織で、課題が発生したらそれを一緒に解決するような組織がやっぱ必要かなというのが１点です。二つ目はやっぱり計画っていうのは、もうどれだけ細かい項目に落とし込めたかどうかが鍵だと思うので、今まで見ていて、非常に大まかな計画しかなかったなという実感ですので、ぜひ実行ルールの計画に落としていただきたいなというのが二つ目です。以上です。
副会長	ありがとうございます。それでは委員さん、お願いします。
委員	私としては、基本的にはもう提言に書いてあることが正しいなあというか、こういう方法でやらないともう行政が立ち行かないな、というふうには思っているので、基本的にいいんですけど、修文だけお願いしたいということで、意見を出させていただきました。先ほど、使用料等の算出に関する基本方針案をうかがったので、その部分に関してはいいんですけど、少し言葉で足りないところというか、ちょっと違うふうに取られるところもあるかもしれないのでもう一度よく見ていただければということでございます。よろしくお願いいたします。
副会長	ありがとうございます。それでは、委員さん、お願いします。
委員	そもそも、我々が集まって議論する最初の原点と言うのは、コスト削減ということではなくて、もう少し夢のある話であったと思うんです。実際、そういうことも議論しましたし、そういうことが盛り込まれていないのは、ちょっと寂しいなあというのが、私の個人的な思いです。それによって何点か挙げさせていただきました。ただ、こういうものは効果がわからないというか、結構息の長い取り組みでありますので、即効性という点では、もやっとした提言になってしまうというこうは否めないかなと思います。もう一つは、行財政審議会と並行して違う会議体で、かなりまちづくりというかを議論されているような、以前、もう一つの合同で会議し

	たことがありましたよね。そちらの方にそういった前向きなようなことを譲るということであれば、ここでは、提言でまとめていただいた内容のものでもよろしいかと思います。最終的には、正副会長の方にお任せいたします。
副会長	ありがとうございました。それでは、委員さんお願いします。
委員	長々とコメントを書いておりますけど、それは読んでもらえばわかると思います。基本的には、この提言というのは、市民に向けて行うっていうのではなくて、茅野市の行政の職員、或いは市長副市長に向けて行うということですから、読んでわかればいいわけで、あまり言葉尻りとらわれる必要はないと思うので、その点は皆さんから意見を、会長、副会長の中で、咀嚼して直したらいいほうがいいと思うところは直していただければそれで結構なんですが、私は後になってちょっと１点だけ、これはやっぱり提言として明確にしといたほうがいいなっていうのは、今度、DX のシンポジウムがありますよね。このご案内をいただいたときに思い出したんだけど、DX 推進のところの議論の時に、確か予算が何億か計上されているけども、その成果達成目標なんかはどんな内容かは出てきてなくて、お金だけ先にかかります、というような格好だったんですよね。でもそれだと、ＤＸ進めようって言って、金だけかかって、福祉は向上したし、利便性は上がったけど、やっぱり金は随分かかりましたねっていうんで、本当にいいのかなっていう気がしますので、（2）の政策運営の一番最後のところに、できれば、私としては、ポツとして、「DX 推進の成果を、経費削減、財政改善につなげられるように進めていくこと」というのを提言に入れたいなと思いました。そうしないと金ばかりかかって、便利になったけど、やっぱり何も財政的にはまたもっと苦しくなったっていうことであれば、旗振りしている DX の方も、あまり期待に沿うことができなくなりますので、その点を提言に入れたいと思います。以上、追加でお願いします。
副会長	ありがとうございます。これよろしいですかね。企画課の方で、ＤＸも担当していますので、もしあればお願いします。
企画部長	ＤＸの推進についてはご指摘のとおりかと思います。やはりコスト面を考えていかないといけないですし、DX の基本的な目標はやはり生産性の向上だと思うので、そこはやはり明確にするべきかなと思います。今回、茅野市がこれから進めていく DX については、今こういった財政状況でございますので、できるだけお金がかからないような形で、単費的な負担がないような形で国の予算等を取り入れながら進めていく方向で進めております。昨年度４億円、今年度３億円という部分は国費の方で賄われている状況でございますので、これをもう少し継続して行っていく方向です。
副会長	ありがとうございました。それでは今、委員さん言われた内容については、この提言の中に、どういうふうに入れていくか、また、会長と相談します。はい。それでは、一応これ提言ですので、ご意見いただいてない方にもお聞きしたいと思いますけども、委員さんからも事前にご意見いただきました。お願いします。
委員	すみません、ありがとうございます。書かせていただいた通りです。ちょっと細かいことを書いたかなというふうに思うんですけれども、使える部分があったら、入れていただいて、使っていただければいいかなというふうに思います。

副会長	はい、ありがとうございます。それでは、今、お話いただいた以外の委員さんからも、順次、委員さんから、もしあればお願いします。
委員	提言に関しては、言葉をどう取るっていうのはあんまりないんですけども、実際に茅野市に対する思いみたいなものをきちんとつなげていくような、申し送りだとか、そういったことをやっていっていただきたいなって思います。
副会長	ありがとうございます。委員さん。お願いします。
委員	ありがとうございます。２年間、かかわらせていただきまして、最初は、「若者に選ばれるまち」ということで、とても夢のある会議だなというふうに参加させていただきました。その中で提言内容は、私も関わった中で出てきた結論なので、基本的にはこの方向でいいと思うんですが、ただ一歩引いて市民として見てみたときに、例えば保育園も減らしていくっていう方向性、内容はこの通りだと思うんですが、一方で私 PTA もやっていますので、お母さん方お父さん方忙しい方が、家の近くに保育園があるから価値があるっていうところもメリットがあってですね、それを見るとちょっと心苦しいなっていうふうにちょっと感じてしまうところがあったりとか、例えばプールがなくなるっていうと、娘はプール行くのを楽しみにしていて、そういう身近な人の言うことと、あるべき姿っていうと、やっぱここはしょうがない部分であるとは思うんですが、ちょっと心苦しいというのが最後に市に対して思ったことっていうのは正直あります。ただ一方で、もうちょっと前向きな方向性の提言が、もうちょっと盛り込めたらいいのかなというふうにちょっと思っています。いろいろやめるんだけども、こういうところを目指しているっていうところ、そこがちょっと文章としてはあまり入ってないように見えるので、そこだけ、何か最後に入れられないかなというふうにちょっと感じています。以上です。
副会長	ありがとうございます。それでは、委員さん、お願いします。
委員	ここへ来る前に目を通しましたが趣旨はよいと思います。この提言は、提言で出しっ放しってことでよろしいですよね。
副会長	そうですね。出しっぱなしですけども、次の審議会につなげてもらう、という形になります。
委員	ありがとうございます。一読した中では、やはりその検討をしてください、見直しをしてくださいっていうことなので、やっぱり、もやっとした表現になっているなあというのがまず直感だったんですが、できれば期限を切るですとか、具体性、金額が具体的なものがあればもっといいでしょうけれども、次につなげる意味でおそらく、次の委員の人たちがやりやすいような形を目指したのかなというふうに理解しています。なのであと公共施設のところも、とりとめもなく出てくるので、なぜこれになったかが、繋がりがちょっとわからなかったんですが、それは実はもう検討しているものから引っ張ってきているからこういう形にきっとなるんだろうなということで自分の中では落としましたので、こんな形で提出していただければ、あとは会長、副会長に一任させていただきます。よろしくお願いします。
副会長	ありがとうございました。委員さん。あれば。

委員	えっと、今日、副会長さんの方に言って、その他のところで言おうかなと思っていたんですけれども、この中で、先ほど委員さんの方から、市役所の内部で確認してチェックできる仕組みがっていう話があったと思うんで、それに関連すると思うんですけれども、こうやってかかわらせていただいていろいろ議論をするわけですよね、行財政審議会に限ってじゃないんですけれども、議事録が一向に出ていない。総務課の方にも確認したんですけれども、茅野市の中には例規集があります。その中で、「茅野市審議会等の会議の公開に関する要綱」っていうのが定められていて、それによると、議事録は公開して、翌年度末までは、ホームページに掲げてなければいけないとなっているんですけれども、それができていないですよね。それができていなくて、委員の言われるような、チェックできるシステム、これに関しては、総務課の方で確認してチェックしなければいけないってなっているんですよね。それがチェックされていないんですよね。まさに委員さんの言われた通り、そういう仕組みができていないと思いますので、そういう中でいくら議論をしても、議論した過程が市民の方に公開されてなくて、何が議論されているかもわからない状況っていうのはまさにシステムの欠陥だと思いますので、そこは早急に対応しないといけないのかなというふうに思います。以上です。
副会長	ありがとうございます。今、この提言の中へ盛り込んだほうがいいというような内容とか、或いはそうじゃなくて行政に対してのご意見もございました。ここら辺はまとめながら、会長と話をして進めていきたいというふうに思います。またこの件について全体通してもし委員の皆さんからあれば、お願いしたいですが、よろしいですか。はい。それでは先ほども、この内容について修正その他、私と会長に一任いただけるというご意見もいただいているんですが、よろしいですか。はい。それでは会長と話をして、修正しながら、提出したいと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。提出する内容につきましては委員の皆様にお送りしますので、また確認いただければというふうに思います。ありがとうございました。それでは、私ども本日、予定した内容は以上ですが、その他、皆さんの方で、もしありましたらお願いしたいと思いますけれども、いかがですか。よろしいですか。はい。委員さん、どうぞ。
	５　その他
委員	今日で、この委員では最後だから、皆さんに一言ずついただくのはどうでしょう。
副会長	そうですか。委員さんからそういうお話出ましたけれども、委員さんの方から言っていただいもよろしいですか。
委員	今言わせていただいた通り、こうやって審議会でやったものが、遅滞なく公開されてなくて市民に伝わっていなかったのは、非常に残念なことだなと思いましたので、次の委員さんの審議に関しては、大事に扱っていただければなと思います。以上です。
副会長	ありがとうございます。委員さん、お願いします。
委員	行財政改革推進市民委員会の時から通算して途中何年かありませんでしたけど、

	おそらく７期やったと思うんです。14 年間。行財政は、当時のことから考えると今が一番きついといいますか、厳しいです。財政がここまで悪くなったっていうのは、だれの責任かわからないんだけど、次の審議会の皆さんには相当頑張ってもらわないと、今までのようにただ集まってわいわいとやっているっていうだけじゃこれはすまないなと気がしますので、ぜひ期待をしながら、頑張っていただきたいと思います。
副会長	ありがとうございました。委員さん、お願いします。
委員	長きにやられた大先輩の後に、私１年ぐらいしかやっていないので大変恐縮なんですけど、立場上、前任の者から引き継いだ中で、こういった場面にかかわらせていただいて、非常に勉強になりました。２年間ありがとうございました。
副会長	ありがとうございました。委員さんお願いします。
委員	同じく、途中から参加したものとしては、言いにくいんですけれども、茅野市は本当に県内でも頑張っている方の市町村だというふうに認識しているので、だからその中で財政のひずみが出てきているかもしれないので、どういうふうにやっていくか、これは議会の皆さんと、きちんと話をしなければいけないような話だと思いますし、委員としては今ある現状分析しながら何がいいかなあということを提言できたらよかったなあと思うんですけど、あまりそこまで至らなくて申し訳ない気持ちがありながらという感想でございます。
副会長	ありがとうございました。委員さんお願いします。
委員	はい。あっという間の２年間だったなあという感じで私も初めてこういう会議に呼んでいただいたので、どういうものかっていうのを勉強かなと思ってやっていたんですが、本当に２年間長いなと思っていましたけど、多分最初からトップスピードで意見を出していかないといけなかったなっていうふうに、ちょっと反省しました。私まだ 44 歳ですけど、またこういう機会得られるかもしれないので、そのときに向けた今回の経験を糧にしていきたいと思っております。どうもありがとうございました。
副会長	ありがとうございました。それでは委員さんお願いします。
委員	２年間お世話になりました。ありがとうございました。私もこういう場に参加するということが初めてでしたので、なかなかいい意見が出せないことの方が圧倒的に多かったのであまりちょっとお役に立てなかったなあといったところが、反省しているところであります。でも一方で本当に勉強しかないっていうか学びしかないっていうところもありまして非常に大事な時間を過ごさせていただいたと思っております。仕事している中で地域づくりしている中で、茅野に住んでいていいねと言われること非常にあります。茅野っていいよねって茅野に住んでいるといいよね、どんどん進化もしてっているし、すごく周りの方にはポジティブにこう茅野に住んでいることを言われるけれども、実際のところなかなかこう茅野市の中は大変だぞというのも、見つつ、ただやっぱりそういったうらやましいと思ってもらえる茅野市であるっていうことは、お財布の中がどうであれ、すごく自信を持った方がいいっていうふうに思いますし、そういう周りから茅野ってすてきだね

	って言われるところをしっかり残しつつ、今後ちゃんと茅野市があり続けるっていうことのために、またこの審議会が進んでいってくださるといいなというふうに思います。はい。お世話になりました。ありがとうございました。
副会長	ありがとうございました。委員お願いします。
委員	私も２年間大変お世話になりました。本当に今、委員さんの言ったように、茅野ってすごくポジティブにいろんなことをやっている地域じゃないかっておっしゃる人とか、いろんなところから言われるんですけども、こんなに財政が厳しいっていう話は、ここに来るまで知りませんでした。やっぱりでも、茅野ってすごくポテンシャルのある地域だと思いますので、今後いろんな首都圏の方が来たり、諏訪地域を牽引してくような、そんな場所になっていったらいいかなって思います。本当にそれで、この茅野にいることが、市民にとっては自信になったりとか、よかったなって思うような、そんな茅野市を、これからも築いていきたいと思いますので、この２年間、いろいろ勉強させていただいたんですけれども、これからもぜひお役に立てることがあれば、ご協力していきたいと思いますので、よろしくお願いします。本当にありがとうございました。
副会長	ありがとうございました。どうぞ、委員さん、お願いします。
委員	はい。２年間ありがとうございました。すみません、いつもいろいろ文句ばっかり言って。でも率直に市民目線でしゃべっていたつもりなんで、ぜひまた、改革を進めていっていただきたいなと思います。ありがとうございました。
副会長	ありがとうございました。委員さん、お願いします。
委員	はい。東京に居ますと、とにかく人がいっぱいますから、人がいっぱいいるとパワーがあるなというふうに感じています。ですから、茅野市もですねやっぱり人口減少をある程度は仕方なくて合併することは難しいかもしれませんけど、にぎやかな術があって、安定していくことを切に希望しております。会議では zoom の準備をありがとうございました。非常に勉強になりました。ありがとうございます。以上です。
副会長	はい、ありがとうございました。最後、私の方で閉める前ということで、事務局の方から他に何かありますか。
企画部長	お手元に今日お配りしているスーパーシティデジタル田園健康特区フォーラムのご案内でございます。メールですでにご承知かと思いますけれども、11 月８日の水曜日でございます。このデジタル田園健康特区に指定された３市町で、どんな取り組みを始まっているか、そういったご案内をする、内閣府主催のフォーラムでございます。ここの委員の鈴木さん、半田さんも、パネリストとしてご参加をいただく予定になっておりますので、ご都合のつく方ぜひご参加をいただきたいと思います。またウェブでも、ご覧いただくことができますので、よろしくどうぞお願いいたします。以上でございます。
	6　閉会
副会長	それでは私の方からですけども、まず会長に、体調不良で休んでいますが、今日

	最後だからメッセージをいただきたいということで書いてもらいまして、まずその朗読をさせていただきます。 　まず、本日体調不良により欠席させていただきましたことをお詫び申し上げます。この２年間の任期においては、全世界を震撼したコロナ感染症を経験し、過去にない茅野市の抱える課題について勉強させていただき、皆様と活発な意見交換ができましたこと、また、不慣れな司会進行にご協力いただきましたことに対しまして、委員の皆様関係者の皆様へ心より御礼申し上げます。任期の最後に申し上げたいことは、私が常に中小企業の経営者様とお話していることです。ダーウィンの進化論によるものですが、力の強いものが生き残ったのではなく、変化にいち早く対応できたものが生き残ったのであり、私たち中小企業経営も行政経営も同じではないかと考えます。従って、行政の皆様には、決定した改革項目について、いち早く結果を出していただくよう取り組んでいただきたいと思います。最後に委員の皆様、ご出席の皆様のご健勝とますますのご活躍を懸念しまして、お礼の挨拶とさせていただきます。２年間大変お世話になり誠にありがとうございました。 　と言いうのが、会長のメッセージでございます。それから私も、この２年間本当に大変勉強させていただきました。会長とセットでどうしても副会長やっていただきたいと言われて受けさせていただいたんですが、なかなか会長をサポートしたり、或いはスムーズに運営するということはできなかったんですけども、会長より一つできたのは、事務局にそんなことやっていちゃ駄目だと、いうようなことは私の方が強く言えたかなというふうに思っているところです。いずれにしましても委員の皆様にはこれからも、大所高所から、やっぱり行政に対して、きちんとご意見言ってもらえるというようなことを、お願いしたいと思います。いずれにしましても２年間、大変お世話になりました。また今後もよろしくお願いします。ありがとうございました。 　それでは、以上をもちまして、令和５年度第４回茅野市行財政審議会を閉会といたします。大変お疲れ様でした。ありがとうございました。 以上

令和５年度第４回茅野市行財政審議会　次第

日時　10 月 30 日(月)午後 6 時 30 分～
場所　議会棟大会議室

１　開　会

２　副市長挨拶

３　会長挨拶

４　会議内容

（１）優先改革事項の取組スケジュールについて
【資料１】

（２）施設使用料等の算出に関する基本方針（案）について
【資料２－１、２－２、２－３】

（３）茅野市行財政改革に関する提言（案）について
【資料３】

５　その他

６　閉　会

○優先改革事項の取組スケジュールと取組状況一覧

資料１

番号	担当課	優先改革事項の内容	年度	（上段）具体的な取組 ／（下段）取組結果・評価・課題等		自己評価	（上段）取組スケジュール ／ （下段）実施状況											
				上半期（4月～9月）	下半期（10月～3月）		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
1	こども課	【少年育成センター事業費】 市民委員による巡視活動等の廃止 （短） 市民委員の選出と巡視活動の廃止	令和5年度 （2023年度）	（上段）具体的な取組	・関係者団体等に休止を周知		（上段）取組スケジュール						・関係者団体等に休止を周知 【取組完了】					
				（下段）取組結果・評価・課題等 ・必要性の検証、類似活動団体等の調査、教育委員会内協議 ・市民委員の委嘱と巡視活動の休止を委員に説明			（下段）実施状況					・検証、調査、協議 ・市民委員の委嘱と巡視活動の休止を委員に説明						
			令和6年度 （2024年度）															
2	生涯学習課	【小泉山休験の森整備活用事業費】市が事務局として関わることの見直し （短） 市民団体との協議	令和5年度 （2023年度）	（上段）具体的な取組	・見直しの進め方・具体的提案内容について理事者協議 ・委員への周知 ・委員役員との協議 ・次年度活動計画案への反映 ・里山整備利用推進協議会（間伐等）との協議 ・庁内関係課との森林、里山整備に係る調整協議		（上段）取組スケジュール						・見直しの進め方、具体的提案内容について理事者協議 ・R6間伐実施時期について	・委員へ見直しを始めることを周知（総会・提言会） ・委員役員協議 ・R6間伐実施時期について協議 ・庁内関係課との森林、里山整備に係る調整協議		・次年度活動内容を検討（各部会）	・次年度活動内容を検討（全体）	・次年度計画への反映
				（下段）取組結果の評価・課題等			（下段）実施状況											
		【小泉山休験の森整備活用事業費】市が事務局として関わることの見直し （短） 市民団体との協議	令和6年度 （2024年度）	・事業や検討を進めていく中で出た新たな課題について委員会、地域関係者や庁内で協議し、解決方法を検討	・事業や検討を進めていく中で出た新たな課題について委員会、地域関係者や庁内で協議し、解決方法を検討		・総会において経過説明、今後の予定を周知 ・間伐実施範囲打合せ	・事業実施、課題検討				・決定事項、方向性の確認（総会等で全委員に周知）						・次年度計画への反映 ・間伐の一区切りにより協議会は終了 【取組完了】

番号	担当課	優先改革事項の内容	年度	（上段）具体的な取組 /（下段）取組結果・評価・課題等		自己評価	（上段）取組スケジュール / （下段）実施状況											
				上半期（4月～9月）	下半期（10月～3月）		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
3	生涯学習課	【多留姫文学自然の里整備活用事業費】 市が事務局として関わることの見直し （短） 市民団体との協議	令和5年度 (2023年度)	（上段）具体的な取組	・見直しの進め方・具体的提案内容について理事者協議 ・委員への周知 ・委員役員との協議 ・次年度活動計画案への反映		（上段）取組スケジュール						・見直しの進め方・具体的提案内容について理事者協議	・委員へ見直しを始めることを周知（総会・提言会） ・委員役員協議	・景勝地の魅力発信（市外）について庁内、外部を交え検討	・次年度活動内容を検討		・次年度計画への反映
				（下段）取組結果の評価・課題等			（下段）実施状況						10/2理事者協議の結果、事務局・予算は継続するが関わり方は見直す。					
		【多留姫文学自然の里整備活用事業費】 市が事務局として関わることの見直し （短） 市民団体との協議	令和6年度 (2024年度)	・事業や検討を進めていく中で出た新たな課題について委員会、地域関係者や庁内で協議し、解決方法を検討	・事業や検討を進めていく中で出た新たな課題について委員会、地域関係者や庁内で協議し、解決方法を検討		・総会において経過説明、今後の予定を周知	・事業実施、課題検討				・決定事項、方向性の確認（総会等で全委員に周知）						・次年度計画への反映 【取組完了】
4	地域福祉課	【温泉施設管理運営費】 温泉施設の集約、民営化 （短） サウンディング調査等の実施 老朽化等により大型設備が故障した施設は、閉館を含め継続可否を判断	令和5年度 (2023年度)	（上段）具体的な取組	・６温泉施設（アクアランド茅野、河原の湯、金鶏の湯、縄文の湯、望岳の湯、塩壺の湯）のサウンディング用の実施要領作成		（上段）取組スケジュール						・６温泉の実施要領作成					
				（下段）取組結果・評価・課題等			（下段）実施状況											
			令和6年度 (2024年度)	・６温泉施設のサウンディング用の実施要領、エントリーシート作成 ・ホームページ上に実施要領の公開と現地見学会の案内を掲載	・６温泉施設の現地見学会を実施 ・６温泉施設のサウンディング実施 ・サウンディング結果を受けて、６温泉施設の今後の対応方針を理事者と協議		・６温泉の実施要領作成				・６温泉の実施要領公表、現地見学会の案内 ・６温泉エントリーシート作成		・６温泉の現地見学会開催（休館日）	・６温泉のサウンディング受付		・６温泉のサウンディング実施	・６温泉のサウンディング結果まとめ	・６温泉のサウンディング結果に対する理事者協議実施
		【温泉施設管理運営費】 温泉施設の集約、民営化 （中） 売却可能な施設から売却 将来的に市としては温泉施設を保有しない	令和7年度 (2025年度)	・民間譲渡等が実現する場合、対象温泉施設の地権者、財産区への説明														
			令和8年度 (2026年度)															

番号	担当課	優先改革事項の内容	年度	（上段）具体的な取組 /（下段）取組結果・評価・課題等		自己評価	（上段）取組スケジュール　/　（下段）実施状況											
				上半期（4月～9月）	下半期（10月～3月）		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
5	都市計画課	【サンコーポラス旭ヶ丘管理費】 施設の民営化 （短） 市場調査	令和5年度 (2023年度)	（上段）具体的な取組	・不動産業者等への個別ヒアリングによる市場調査の実施		（上段）取組スケジュール						・不動産業者等への個別ヒアリングによる市場調査	→	→	→	→	→
				（下段）取組結果・評価・課題等			（下段）実施状況											
			令和6年度 (2024年度)	・サウンディング型市場調査の準備	・サウンディング型市場調査の実施 ・調査結果に基づいた今後の方向性の検討		・サウンディング型市場調査の内容検討	→	・サウンディング型市場調査要領・説明資料作成	→	→	・サンコーポラス自治会または住民への説明	・サウンディング型市場調査の公表・質問書受付	・サウンディング型市場調査の現地見学会・説明会の開催	・サウンディング型市場調査の実施	・サウンディング型市場調査の結果集計、公表	・調査結果に基づいた今後の方向性の検討	→
		【サンコーポラス旭ヶ丘管理費】 施設の民営化 （中） 調査結果に基づく検討	令和7年度 (2025年度)															
			令和8年度 (2026年度)															

番号	担当課	優先改革事項の内容	年度	（上段）具体的な取組 /（下段）取組結果・評価・課題等		自己評価	（上段）取組スケジュール / （下段）実施状況											
				上半期（4月～9月）	下半期（10月～3月）		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
6	幼児教育課	【保育所運営費、保育所施設維持管理費】 民営化、適正配置の検討 （短） 民営化・廃園も含めて適正な配置を検討	令和5年度 (2023年度)	（上段）具体的な取組	・保育園の入所申込状況まとめ ・各保育園の入所希望傾向の把握 ・過去５年間の推移の確認		（上段）取組スケジュール						・入所申込状況のまとめ	→	→	・入所希望の傾向把握 ・過去５年間の推移の確認	→	→
				（下段）取組結果・評価・課題等			（下段）実施状況											
			令和6年度 (2024年度)	・地区別年齢別児童数と各地区の児童数の推移まとめ ・今後の人口動向を推察	・地区別年齢別児童数と各地区の児童数の推移まとめ ・今後の人口動向を推察		地区別年齢別児童数と各地区の児童数の推移を確認。今後の人口推移を推察。	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→
		【保育所運営費、保育所施設維持管理費】 民営化、適正配置の検討 （中） 民営化・廃園も含めて適正な配置を検討	令和7年度 (2025年度)	・学校統廃合の方向性を踏まえて、地域における保育園のあり方を検討	・学校統廃合の方向性を踏まえて、地域における保育園のあり方を検討		学校統廃合の方向性を踏まえ、地域における保育園のあり方を検討。											
			令和8年度 (2026年度)	・学校統廃合の方向性を踏まえて、地域における保育園のあり方を検討	・学校統廃合の方向性を踏まえて、地域における保育園のあり方を検討		学校統廃合の方向性を踏まえ、地域における保育園の統廃合を検討。											

番号	担当課	優先改革事項の内容	年度	（上段）具体的な取組 /（下段）取組結果・評価・課題等		自己評価	（上段）取組スケジュール / （下段）実施状況											
				上半期（4月～9月）	下半期（10月～3月）		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
7	地域創生課	【地域創生推進事業費】 教育資金利子補給事業の廃止 （短） 新規募集を停止し、既存の利用者については一括清算	令和5年度 （2023年度）	（上段）具体的な取組	・新規（令和7年4月入学者）の募集停止に向けた諏訪信用金庫との協議 ・募集停止の決定		（上段）取組スケジュール							・新規の募集停止に向けた諏訪信用金庫との協議	→	→	→	・募集停止の決定
				（下段）取組結果・評価・課題等			（下段）実施状況											
			令和6年度 （2024年度）	・一括清算に向けた諏訪信用金庫との協議 ・清算方法の検討	・要綱廃止 ・対象者への周知 ・一括清算				・一括清算について信金との協議	→	→				・要綱廃止	・対象者への周知	→	・一括清算 【取組完了】
8	パートナーシップのまちづくり推進課	【みんなのまちづくり支援事業費】 補助金による支援内容の再構築 （短） 補助金等の基本指針も見直したうえで支援内容を検討	令和5年度 （2023年度）	（上段）具体的な取組	・補助金担当課による現状と課題の共有 ・補助金等基本指針の見直しを受けたうえでの支援内容の見直し・検討		（上段）取組スケジュール						・補助金担当課による現状と課題の共有、必要性の検討	・支援内容の見直し・検討（支援事業助言者・課内コミュニティ推進係）	→	→	→	→
				（下段）取組結果・評価・課題等			（下段）実施状況											
			令和6年度 （2024年度）	・補助金等基本指針の見直しを受けたうえでの支援内容の見直し・検討	・見直し結果をR7予算要求に反映		・支援内容の見直し・検討	→	→	→	→	・支援内容の検討終了	・見直し結果をR7予算要求に反映 【取組完了】	・以降必要に応じ内容見直し	→	→	→	→
9	パートナーシップのまちづくり推進課	【地区コミュニティ運営協議会支援事業費】 運協のあり方、負担金の見直し （短） 運協へ支出している負担金ごとに必要性を検討	令和5年度 （2023年度）	（上段）具体的な取組	・負担金担当課による現状と課題の共有、必要性の検討（10月上旬） ・運協のあり方、負担金の見直し検討（運協、担当課）		（上段）取組スケジュール						・負担金担当課による現状と課題の共有、必要性の検討	・運協のあり方、負担金の見直し（運協、担当課）	→	→	→	→
				（下段）取組結果・評価・課題等			（下段）実施状況											
			令和6年度 （2024年度）	・運協のあり方・負担金の見直し（運協、担当課）	・見直し結果をR7予算要求に反映		・運協のあり方、負担金の見直し（運協、担当課）	→	→	→	→	・負担金の見直し終了	・見直し結果をR7予算要求に反映 【取組完了】	・以降必要に応じ、運協あり方の見直し	→	→	→	→

番号	担当課	優先改革事項の内容	年度	（上段）具体的な取組 /（下段）取組結果・評価・課題等		自己評価	（上段）取組スケジュール / （下段）実施状況											
				上半期（4月～9月）	下半期（10月～3月）		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
10	地域福祉課	【社会福祉協議会助成事業費】 社会福祉協議会の事業の見直し （短） 市の委託事業、SCにおける業務の見直し	令和5年度 (2023年度)	（上段）具体的な取組	・社協職員を含めた保健福祉サービスセンターの機能強化を図るための組織の見直しに関する検討 ・財政健全化、経営安定化に向けた改革プランの遂行		（上段）取組スケジュール						・保健福祉サービスセンターの機能強化に関する検討 ・改革プランの遂行		・保健福祉サービスセンターの機能強化に向けた次年度組織の検討			
				（下段）取組結果・評価・課題等			（下段）実施状況											
			令和6年度 (2024年度)	・新組織　新体制の運営 ・社協へ委託している事業の精査 ・社協が実施する相談・地域づくりに関連する事業への財源確保の検討 ・財政健全化、経営安定化に向けた改革プランの遂行	・新組織　新体制の運営 ・社協へ委託している事業の精査 ・社協が実施する相談・地域づくりに関連する事業への財源確保の検討 ・財政健全化、経営安定化に向けた改革プランの遂行		・新組織スタート ・委託事業の精査、財源確保の検討 ・改革プランの遂行						・新組織の振り返り			・新組織の検証（職場及び部内の検証）		
		【社会福祉協議会助成事業費】 社会福祉協議会の事業の見直し （中） 独自の収益事業の見直し	令和7年度 (2025年度)															
			令和8年度 (2026年度)															
11	高齢者・保険課	【ふれあい保健福祉事業】 ふれあい保健福祉事業の精査 （短） 直近で利用者がいない事業は廃止継続する事業は利用者負担割合について検討	令和5年度 (2023年度)	（上段）具体的な取組	・負担割合の見直しについて方向性を整理 ・利用ニーズの実態把握 【方法】 庁内(高齢者事務担会議) 庁外(ケアマネ連絡会等)にて意見聴取		（上段）取組スケジュール						・負担割合の方向性整理 ・利用ニーズの実態把握（庁内）			・利用ニーズの実態把握（庁外）		
				（下段）取組結果・評価・課題等			（下段）実施状況											
			令和6年度 (2024年度)	・負担割合の検討 ・廃止事業の選定、整理 ・理事者協議	・理事者協議に基づく対応		・負担割合の検討 ・廃止事業の選定、整理				・理事者協議	・理事者協議に基づく対応						【取組完了】

番号	担当課	優先改革事項の内容	年度	（上段）具体的な取組 /（下段）取組結果・評価・課題等		自己評価	（上段）取組スケジュール / （下段）実施状況											
				上半期（4月～9月）	下半期（10月～3月）		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
12	健康づくり推進課	【不妊・不育治療助成事業費】 保険適用外となった43歳以上に係る市単独での助成の廃止 （短） 43歳以上への支援は見直し	令和5年度 (2023年度)	（上段）具体的な取組	・43歳以上と県事業の上乗せ助成分の廃止について検討 ・要綱改正 ・新要綱に基づく事業の周知		（上段）取組スケジュール						・事業内容の検討	→	→	・理事者協議	・要綱改正	→
				（下段）取組結果・評価・課題等			（下段）実施状況											
			令和6年度 (2024年度)	・新要綱に基づく事業の実施			・新要綱で事業開始 【取組完了】											
13	観光課	【観光振興支援事業費】 映画祭の開催方法の見直し （短） 実施方法、規模について検討	令和5年度 (2023年度)	（上段）具体的な取組	・今年度の映画祭の反省会 ・規模の縮小、補助金の減額について実行委員会と協議		（上段）取組スケジュール						・2023年映画祭の開催	・映画祭反省会の開催 ・来年の映画祭の開催について検討	・映画祭実行委員会会議	→	→	→
				（下段）取組結果・評価・課題等	（下段）取組結果・評価・課題等		（下段）実施状況											
			令和6年度 (2024年度)	規模を縮小した映画祭を実施する			・映画祭実行委員会会議	→	→	→	→	・2024年映画祭の開催 【取組完了】						
14	観光課	【観光まちづくり推進事業費】 DMOの改革、事業の整理 （短） 市観光課との役割分担を整理	令和5年度 (2023年度)	（上段）具体的な取組	・DMO事業内容の洗い出し及び職員の業務内容の把握 ・収益事業の見直し検討		（上段）取組スケジュール						・DMO事業内容の洗い出し及び職員の業務内容の把握	→	→	→	・収益事業の見直し検討	→
				（下段）取組結果・評価・課題等			（下段）実施状況											
			令和6年度 (2024年度)	・DMO事務局との調整打合せ	・次年度の予算に反映		・DMO事務局との調整打合せ	→	→	→	→	→	・次年度予算反映予定 【取組完了】					

番号	担当課	優先改革事項の内容	年度	（上段）具体的な取組 /（下段）取組結果・評価・課題等		自己評価	（上段）取組スケジュール　/　（下段）実施状況											
				上半期（4月～9月）	下半期（10月～3月）		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
15	商工課	【産学公等連携推進事業費】 産業振興プラザの体制見直し （短） 主催イベントの見直し、関係機関による体制の見直し協議	令和5年度 （2023年度）	（上段）具体的な取組	・主催イベントの整理の結果及び体制見直しを反映した、次年度のプラザ計画・予算案策定 ・関係機関との協議								・主催イベントの整理・体制見直しの結果を反映した、次年度のプラザ計画・予算案策定、プラザ理事会で協議	・ワークラボ八ヶ岳との情報共有・連携協議 ・立川IT交流会との連携 ・産学連携相談会募集開始	・プラザ運営会議で協議			
				（下段）取組結果・評価・課題等 ・プラザ運営会議で主催イベントの見直し ・関係機関による体制（コーディネータ配置、産学公連携推進等）見直し協議					・主催イベントの見直しをプラザ運営会議で協議	・どんぼんジョブタウン不参加	・サイエンスフェスタ中止 ・関係機関との意見交換会開催 ・理科大教授の企業見学会実施 ・体制見直し協議						
			令和6年度 （2024年度）	・見直し後の体制での運営開始			・新体制での運営開始 （ｺｰﾃﾞｨﾈｰﾀｰを常任から週3勤務へ） 【取組完了】						（ｺｰﾃﾞｨﾈｰﾀｰ1名減）					
16	健康づくり推進課	【各種がん検診等事業費】 自己負担額の見直し （短） 自己負担を免除としている者の見直し	令和5年度 （2023年度）	（上段）具体的な取組	・自己負担を免除している70歳以上と非課税世帯について見直しの検討 ・要綱改正 ・新要綱に基づく事業の周知		（上段）取組スケジュール						・事業内容の検討			・理事者協議	・要綱改正	
				（下段）取組結果・評価・課題等 ・自己負担免除者の見直し ・県内自己負担状況の情報収集等			（下段）実施状況					・自己負担免除者の見直し ・県内自己負担状況の情報収集等						
			令和6年度 （2024年度）	・新要綱に基づく事業の実施			・新要綱で事業開始 【取組完了】											

番号	担当課	優先改革事項の内容	年度	（上段）具体的な取組 /（下段）取組結果・評価・課題等		自己評価	（上段）取組スケジュール　/　（下段）実施状況											
				上半期（4月～9月）	下半期（10月～3月）		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
17	こども課	【地区こども館運営費】 運営方法の見直し （短） 職員体制等の検証、拠点のあり方の再検討	令和5年度 (2023年度)	（上段）具体的な取組	・職員体制の検証 ・CC業務との兼務について試行調査（２箇所）		（上段）取組スケジュール						・職員体制の検証	・CC業務との兼務について試行調査	→	→	→	→
				（下段）取組結果・評価・課題等			（下段）実施状況											
			令和6年度 (2024年度)	・試行結果を踏まえた職員体制の変更 ・CC業務との兼務について試行調査（４箇所） ・拠点のあり方について、CC、図書館分館を含む方向性の庁内協議	・協議、試行の結果をR7予算に反映		・試行結果を踏まえた職員体制の変更 ・CC業務との兼務について試行調査	→	→	・拠点のあり方について、CC、図書館分館を含む方向性の庁内協議	→	→	・協議、試行の結果をR7予算に反映					
		【地区こども館運営費】 運営方法の見直し （中） 学童クラブも含めた体制の見直し	令和7年度 (2025年度)															
			令和8年度 (2026年度)															

番号	担当課	優先改革事項の内容	年度	（上段）具体的な取組 /（下段）取組結果・評価・課題等		自己評価	（上段）取組スケジュール　/　（下段）実施状況											
				上半期（4月～9月）	下半期（10月～3月）		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
18	観光課	【歳入】 税収の確保 （短） 観光客を対象とした新税の創設検討	令和5年度 (2023年度)	（上段）具体的な取組	・観光税を導入又は導入の検討をしている全国の市町村の状況調査 ・県観光部主催の検討会への参加。		（上段）取組スケジュール						・全国各市町村の状況調査 ・長野県内の観光税検討会への出席	→	→	・全国各市町村の状況調査まとめ	→	・庁内関係課との情報共有
				（下段）取組結果・評価・課題等			（下段）実施状況											
			令和6年度 (2024年度)	・DMO、関係者とのワーキングを実施し、調査検討を実施する。	・DMO、関係者とのワーキングを実施し、調査検討を実施する。				・DMOとのワーキング	・奥蓼科観光協会とのワーキング	・蓼科観光協会とのワーキング	・白樺湖宿泊施設とのワーキング	・車山観光協会とのワーキング	・蓼科中央高原観光協会とのワーキング	・他観光協会とのワーキング			・庁内関係課との情報共有
		【歳入】 税収の確保 （中） 観光客を対象とした新税の創設検討	令和7年度 (2025年度)															
			令和8年度 (2026年度)															

番号	担当課	優先改革事項の内容	年度	（上段）具体的な取組 /（下段）取組結果・評価・課題等		自己評価	（上段）取組スケジュール　/　（下段）実施状況											
				上半期（4月～9月）	下半期（10月～3月）		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
19	商工課	【歳入】 税収の確保 （短） 企業誘致による税収の確保	令和5年度 (2023年度)	（上段）具体的な取組	①工場立地法の緑地規制緩和による設備投資の促進 ②地域未来投資促進法の重点促進区域指定による工場立地の促進								①条例案の全員協議会報告 ②基本計画の修正対応		①条例案のパブコメ実施 ②基本計画の最終版提出 ②土地利用調整計画の作成	①条例案の修正検討		①条例案の議会上程 ②基本計画の国同意
				（下段）取組結果・評価・課題等 ①準則条例案の作成 ②基本計画ドラフト版作成、提出								①準則条例案の作成 ②基本計画ドラフト版作成、提出						
			令和6年度 (2024年度)	①工場立地法の緑地規制緩和による設備投資の促進 ②地域未来投資促進法の重点促進区域指定による工場立地の促進			①条例施行、周知 ②土地利用調整計画の提出	②土地利用調整計画の県承認										
		【歳入】 税収の確保 （中） 企業誘致による税収の確保	令和7年度 (2025年度)															
			令和8年度 (2026年度)															
20	地域創生課	【歳入】 更なる寄附金の確保 （短） 他自治体の事例や返礼品の研究	令和5年度 (2023年度)	（上段）具体的な取組	・ふるさと納税ポータルサイトの拡大　「ふるなび」運用開始 ・企業と連携したふるさと納税に特化した返礼品の造成		（上段）取組スケジュール						・「ふるなび」運用開始 ・企業と連携した返礼品造成					
				（下段）取組結果・評価・課題等			（下段）実施状況											
			令和6年度 (2024年度)	・返礼品、露出（写真、コピー）のブラッシュアップ ・返礼品事業者との連携強化、好事例等の情報共有 ・企業と連携したふるさと納税に特化した返礼品の造成 ・ポータルサイト等への広告掲出	・企業と連携したふるさと納税に特化した返礼品の造成			・返礼品、露出（写真、コピー）のブラッシュアップ		・返礼品事業者との連携強化、好事例等の情報共有 ・ポータルサイト等への広告掲出		・企業と連携したふるさと納税に特化した返礼品の造成		【取組完了】				

番号	担当課	優先改革事項の内容	年度	（上段）具体的な取組 /（下段）取組結果・評価・課題等		自己評価	（上段）取組スケジュール　/　（下段）実施状況											
				上半期（4月～9月）	下半期（10月～3月）		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
21	美サイクルセンター	【生ごみ回収・堆肥化処理事業費】 蓼科有機センターの譲渡 （短） 民間企業へ施設を譲渡	令和5年度（2023年度）	（上段）具体的な取組	・プロポーザルの実施検討 ・全協報告 ・プロポーザルの実施								・プロポーザルの実施検討			・全協報告		・プロポーザルの実施
				（下段）取組結果・評価・課題等 ・堆肥製造会社ヒアリング ・美サイクル茅野との協議			・堆肥製造会社ヒアリング					・美サイクル茅野協議						
			令和6年度（2024年度）	（進捗状況による）			（進捗状況による）											
22	美サイクルセンター	【茅野環境館管理運営費】 環境館の廃止 （短） 機能を廃止し、市として建物は維持しない	令和5年度（2023年度）	（上段）具体的な取組	・茅野環境館の利用団体へ説明 ・おもちゃ病院の代替地の検討 ・NPO法人エコタウン茅野との協議								・茅野環境館の利用団体へ説明 ・おもちゃ病院の代替地の検討。	・NPO法人エコタウン茅野との協議	→	→	→	→
				（下段）取組結果・評価・課題等 ・NPO法人との協議 ・美サイクル茅野との協議				・美サイクル茅野協議			・NPO法人協議	・美サイクル茅野協議						
			令和6年度（2024年度）	（NPO法人エコタウン茅野との協議結果による）			（NPO法人エコタウン茅野との協議結果による）											

番号	担当課	優先改革事項の内容	年度	（上段）具体的な取組 /（下段）取組結果・評価・課題等		自己評価	（上段）取組スケジュール　/　（下段）実施状況											
				上半期（4月～9月）	下半期（10月～3月）		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
23	パートナーシップのまちづくり推進課	【地区コミュニティセンター管理運営費】 拠点数と人員体制の見直し （短） 正規職員の配置見直し センターが持つ機能ごとに分割してあり方の検討 今後建物改修は行わない	令和5年度 （2023年度）	（上段）具体的な取組	・11月～　地区こども館メイトによるＣＣ勤務の試行 ・～12月　Ｒ6年度複数地区担当試行に向けた検討 ・～3月　出張所のあり方検討		（上段）取組スケジュール						・複数地区担当制試行検討、地域協議 ・出張所のあり方検討（庁内） ・メイトＣＣ勤務検討・試行	→	→	→	→	→
				（下段）取組結果・評価・課題等 ・8月人事異動に伴う減員 ・地区ＣＣの業務分担協議（所長会議、職員会議）			（下段）実施状況				・8月人事異動に伴う減員 ・地区ＣＣの業務分担協議（所長会議、職員会議）							
			令和6年度 （2024年度）	・複数地区担当制試行、地域担当職員制度の導入検討 ・出張所のあり方検討	・Ｒ7年度以降の職員配置、出張所存廃に係る地域への説明		・複数地区担当制試行（6人体制）、メイトＣＣ勤務試行・地域担当職員制度の導入検討 ・出張所のあり方検討・地域協議	→	→	→	→	→	・見直し結果をＲ7予算要求に反映					
		【地区コミュニティセンター管理運営費】 拠点数と人員体制の見直し （中） 機能ごとに分割して最適な施設配置を推進	令和7年度 （2025年度）				新体制スタート											
			令和8年度 （2026年度）															

番号	担当課	優先改革事項の内容	年度	（上段）具体的な取組 /（下段）取組結果・評価・課題等		自己評価	（上段）取組スケジュール　/　（下段）実施状況											
				上半期（4月～9月）	下半期（10月～3月）		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
24	パートナーシップのまちづくり推進課	【市民活動センター運営費、ひと・まちプラザ管理費】 中央公民館と組織・機能の統合 （短） 中央公民館と組織・機能の統合	令和5年度 （2023年度）	（上段）具体的な取組	・庁内関係課協議（企画部、総務部、生涯学習部、市民環境部）		（上段）取組スケジュール						・庁内関係部署協議	→	→	→	→	→
				（下段）取組結果・評価・課題等			（下段）実施状況											
			令和6年度 （2024年度）	・庁内関係課協議（企画部、総務部、生涯学習部、市民環境部）	・関係者協議（教育委員、社会教育委員、公民館運営審議会、ゆいわーく運営委員会等）		・庁内関係部署協議	→	→	→	→	→	・関係者協議	→	→	→	→	→
		【市民活動センター運営費、ひと・まちプラザ管理費】 中央公民館と組織・機能の統合 （中） 旧施設を活用した機能の再編	令和7年度 （2025年度）	・関係者協議（教育委員、社会教育委員、公民館運営審議会、ゆいわーく運営委員会等）	・例規改正、Ｒ８予算要求		・関係者協議	→	→	→	→	→	・例規改正、Ｒ８予算要求	→	→	→	→	→
			令和8年度 （2026年度）	・新体制スタート			・新体制スタート											

番号	担当課	優先改革事項の内容	年度	（上段）具体的な取組 /（下段）取組結果・評価・課題等		自己評価	（上段）取組スケジュール　/　（下段）実施状況											
				上半期（4月～9月）	下半期（10月～3月）		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
25	学校教育課	【小学校運営費、小学校施設管理費、小学校施設整備費】 規模・配置の検討 （短） 教育の質の観点で規模・配置を検討	令和5年度 (2023年度)	（上段）具体的な取組	・基礎データの整理（行政区別人口推計、学校運営費、施設の老朽化状況、他市再編成事例等） ・基礎データ基にした再編成シミュレーションの庁内協議 ・新年度からの地域協議に向けた組織づくりの準備		（上段）取組スケジュール						・基礎データの整理（行政区別人口推計、学校運営費、施設の老朽化状況、他市再編成事例等）	・基礎データを基にした再編成シュミレーションの庁内協議	→	→	・新年度からの地域協議に向けた組織づくりの準備	→
				（下段）取組結果・評価・課題等			（下段）実施状況											
			令和6年度 (2024年度)	・再編成に向けた地域との協議（中学校区単位（４）を想定）	・再編成に向けた地域との協議（中学校区単位（４）を想定） ・再編成後の学校数の確定		・地域協議に向けた調整	・再編成に向けた地域協議	→	→	→	→	→	→	→	→	→	・再編成後の学校数の確定
		【小学校運営費、小学校施設管理費、小学校施設整備費】 規模・配置の検討 （中） 教育の質の観点で規模・配置を検討	令和7年度 (2025年度)															
			令和8年度 (2026年度)															

番号	担当課	優先改革事項の内容	年度	（上段）具体的な取組 /（下段）取組結果・評価・課題等		自己評価	（上段）取組スケジュール　/　（下段）実施状況											
				上半期（4月～9月）	下半期（10月～3月）		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
26	保健福祉サービスセンター	【保健福祉サービスセンター施設管理費】 サービス提供体制の見直し （短） 最適なサービス提供体制の検討	令和5年度（2023年度）	（上段）具体的な取組	・保健福祉サービスセンターの役割と機能に関する職場内での意見交換 ・保健福祉サービスセンターの機能強化を図るための組織の見直しに関する検討 ・福祉２１ビーナスプランと保健福祉サービスセンターに関する本格検討に向けた課題整理		（上段）取組スケジュール						・保健福祉サービスセンターの機能強化に関する検討	・福祉２１茅野への説明と意見交換	・保健福祉サービスセンターの機能強化に向けた次年度組織の検討			
				（下段）取組結果・評価・課題等 ・行政アドバイザーのヒアリング ・4センター現地ヒアリング実施			（下段）実施状況				・行政アドバイザーのヒアリング ・4センター現地ヒアリング実施							
			令和6年度（2024年度）	・新組織　新体制の運営 ・福祉２１ビーナスプランと保健福祉サービスセンターの見直しに向けて検討すべき事項の整理 ・福祉２１茅野との情報共有	・新組織　新体制の運営 ・福祉２１ビーナスプランと保健福祉サービスセンターの見直しに向けて検討すべき事項の整理 ・福祉２１茅野との情報共有		・新組織スタート ・福祉２１茅野との情報共有						・新組織の振り返り			・新組織の検証（職場及び部内の検証）	・福祉２１ビーナスプランと保健福祉サービスセンターの見直しに向けて検討すべき事項の整理	
		【保健福祉サービスセンター施設管理費】 サービス提供体制の見直し （中） 第４次福祉２１ビーナスプランの策定に合わせて検討	令和7年度（2025年度）															
			令和8年度（2026年度）															
27	観光課	【千駄刈自然学校管理運営費】 千駄刈自然学校の廃止 （短） 市の施設としては廃止	令和5年度（2023年度）	（上段）具体的な取組	・施設運営を委託しているＮＰＯ法人に市の施設としては廃止の意向を伝える ・土地所有者との協議 ・NPO法人の意向確認と協議		（上段）取組スケジュール						・今後の方針についてＮＰＯ法人に説明			・今後の方針についてＮＰＯ法人理事との打合せ ・土地所有者との協議		
				（下段）取組結果・評価・課題等			（下段）実施状況											
			令和6年度（2024年度）	・施設の譲渡方法について関係課と協議 ・譲渡先の決定 ・設置条例廃止及び議案提出準備	・設置条例廃止議案提出 ・施設譲渡				・施設の譲渡方法について関係課と協議		・施設の譲渡先の決定	・全員協議会説明準備 ・設置条例廃止議案提出準備 ・市民周知			・議会全協説明 ・設置条例廃止議案提出			・施設の譲渡 【取組完了】

番号	担当課	優先改革事項の内容	年度	（上段）具体的な取組 /（下段）取組結果・評価・課題等		自己評価	（上段）取組スケジュール　/　（下段）実施状況											
				上半期（4月～9月）	下半期（10月～3月）		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
28	観光課	【観光温泉施設管理運営費】 すずらんの湯の廃止 （短） 市の施設としては廃止	令和5年度 （2023年度）	（上段）具体的な取組	・指定管理者、関係団体等に今年度末に施設を廃止することを説明 ・指定管理取り消し ・条例廃止手続き ・市民周知 ・施設閉鎖		（上段）取組スケジュール							・指定管理者との打合せ ・地元関係団体等に説明	→	→	・施設設置条例廃止議案提出 ・施設閉鎖の準備	・指定管理指定者取り消し ・施設閉鎖 【取組完了】
				（下段）取組結果・評価・課題等			（下段）実施状況									・市民周知	→	→
			令和6年度 （2024年度）															
29	生涯学習課	【市民館費】 施設複合化の促進や施設の売却 （短） 指定管理協定の見直し、施設複合化の促進、売却等を検討	令和5年度 （2023年度）	（上段）具体的な取組	・指定管理者への優先改革事項の説明、現状説明 ・指定管理者、NPO、市の３者で課題の整理		（上段）取組スケジュール						・指定管理者に市の状況を説明し、現状を共有する	・㈳地域文化創造取締役会で状況報告する			・指定管理者、運営に携わるNPOとの課題の整理	
				（下段）取組結果の評価・課題等			（下段）実施状況											
			令和6年度 （2024年度）	・当初作成され、現在も茅野市民館管理運営の基本となっている「新市民会館管理運営計画」（H16.5.26）の見直しについて検討 類似施設の実態調査	・当初作成され、現在も茅野市民館管理運営の基本となっている「新市民会館管理運営計画」（H16.5.26）の見直しについて検討 サウンディング調査に向けた検討		類似施設の実態調査	・３者で茅野市民館管理運営計画の見直しの要否について協議①	→	→	・３者で茅野市民館管理運営計画の見直しの要否について協議②	→	サウンディング調査に向けた検討	・３者で茅野市民館管理運営計画の見直しの要否について協議③	→	→	・３者で茅野市民館管理運営計画の見直しの要否について協議④	→
		【市民館費】 施設複合化の促進や施設の売却 （中） 指定管理協定の見直し、施設複合化の促進、売却等を検討	令和7年度 （2025年度）															
			令和8年度 （2026年度）															

番号	担当課	優先改革事項の内容	年度	（上段）具体的な取組 /（下段）取組結果・評価・課題等		自己評価	（上段）取組スケジュール / （下段）実施状況											
				上半期（4月～9月）	下半期（10月～3月）		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
30	博物館	【博物館運営費、博物館施設管理費】 建物維持の必要性と必要機能の精査 （短） 展示、収蔵、市民研究員の活動拠点といった機能ごとにあり方を検討	令和5年度 (2023年度)	（上段）具体的な取組	①市民研究員の活動拠点の検討 ②寄贈資料受入れマニュアル作成の検討 ③展示機能のあり方について検討		（上段）取組スケジュール						②寄贈資料受入れマニュアル作成の検討 ③展示機能のあり方について課内検討	①市民研究員活動内容の再確認	①市民研究員の活動拠点について課内検討	①市民研究員活動拠点について公民館と協議	①市民研究員指導者からの意見聴取 ②他館での資料受入れ状況調査	
				（下段）取組結果・評価・課題等			（下段）実施状況											
			令和6年度 (2024年度)	①市民研究員指導者からの意見聴取 ①先進地視察 ①課内協議 ②寄贈資料の現状確認 ③展示機能のあり方検討 ①②③博物館協議会と専門委員会に現状説明と意見聴取	・建物維持の必要性と必要機能の精査について市民アンケート ②マニュアル作成 ①②理事者協議		①市民研究員指導者からの意見聴取 ②寄贈資料の現状確認 ③展示機能のあり方について課内検討	①先進地視察	①②③博物館協議会と専門委員に現状について説明と意見聴取	・「まち懇」のテーマに公共施設全般の統廃合について設定する（全庁的）	①市民研究員のあり方課内協議	①市民研究員の活動拠点のあり方課内検討（検討終了） ②寄贈資料受入れマニュアル作成			・公共施設の統廃合について市民アンケート実施の検討 ・「まち懇」まとめ	①②について理事者に検討結果報告	①新市民研究員の募集開始 ・市民アンケート準備 ①②について博物館協議会と専門委員に検討結果報告	・市民アンケート実施
		【博物館運営費、博物館施設管理費】 建物維持の必要性と必要機能の精査 （中） 展示、収蔵、市民研究員の活動拠点といった機能ごとにあり方を検討	令和7年度 (2025年度)															
			令和8年度 (2026年度)															

番号	担当課	優先改革事項の内容	年度	（上段）具体的な取組 / （下段）取組結果・評価・課題等		自己評価	（上段）取組スケジュール / （下段）実施状況											
				上半期（4月～9月）	下半期（10月～3月）		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
31	スポーツ健康課	【スケートセンター・ゴルフ練習場・プール管理運営費】 施設維持・運営方法の検討 （短） プールは廃止 スケートセンター・ゴルフ練習場は現状維持	令和5年度 （2023年度）	（上段）具体的な取組	・プールの廃止による影響確認 ・運動公園施設の長寿命化計画策定		（上段）取組スケジュール						・プール廃止の影響確認 ・運動公園施設長寿命化計画の調査・策定	・R6年度末のプール廃止に向けて、必要に応じて指定管理者との協議				・スポーツ施設の現状について広報誌に掲載
				（下段）取組結果・評価・課題等			（下段）実施状況											
			令和6年度 （2024年度）	・プールについてR6年度末の廃止について市民周知 ・使用料検討委員会を通じた料金の見直し ・サウンディング型市場調査の検討、準備 ・スケートセンター（スポーツ施設全体）について、市民アンケートを実施	・プールについて施設の廃止条例の議案提出 ・使用料検討委員会を通じたスケートセンター料金の改定の議案提出 ・サウンディング型市場調査の実施と、実施結果に基づく次期指定管理公募の内容検討		【プール】 ・R6年度末の廃止について市民周知 【スケート】 ・使用料検討委員会を通じた料金の見直し ・サウンディング型市場調査の検討・準備・庁内協議 ・必要に応じて団体等との協議	・公共施設の統廃合に関する市民アンケート準備	・公共施設の統廃合に関する市民アンケート実施	・「まち懇」のテーマに公共施設全般の統廃合についてを設定することの検討。（全庁的）		【スケート】 ・サウンディング型市場調査の仕様の確定・募集開始 【スケート】 ・R7以降の指定管理契約について指定管理者との協議		【スケート】 ・サウンディング型市場調査の実施	【プール】 ・施設の廃止条例の議案提出 【スケート】 ・料金の改定条例の議案提出		【スケート】 ・調査結果に基づいた今後の方向性の検討 【スケート】 ・指定管理公募の内容検討開始	
		【スケートセンター・ゴルフ練習場・プール管理運営費】 施設維持・運営方法の検討 （中） スケートセンターについて、スポーツ協会や広く市民の意見を聞いたうえで維持・運営方法を判断	令和7年度 （2025年度）															
			令和8年度 （2026年度）															

施設使用料等の算出に関する基本方針（案）　主な変更点

1　市民の使用料と市民以外の使用料の分けの廃止　(P8～)

茅野市が目指す「若者に選ばれるまち」と方向性が合わないことから、市民・市民以外の分けをなくしました。

2　「施設の整備」にかかる経費を使用料の対象とした　(P2～)

これまでは、施設の整備にかかる経費は税金で賄い、施設の運営にかかる経費を使用料として受益者に負担していただくという考えでしたが、施設を使う人、使わない人がいることから、施設の整備にかかる経費も受益者に相応の負担をしていただくべきであると考え、施設の整備にかかる経費を含めて使用料を算出することとしました。

3　減免を条例に規定することとした　(P9～)

減免は、条例で「減免できる」と規定し、具体的な対象者は規則で規定していましたが、規則は市長の権限のみで制定・改廃することができるため、市民を含めて広く議論することなく減免の対象を決めることができるようになっていました。そこで、減免の対象を条例で規定することとし、市民の代表である議会で開かれた議論をしていただき、減免の適正化を図ることとしました。併せて、減額・免除の基本的な考え方を整理しました。

4　激変緩和措置の見直し　(P7～)

本来負担していただく使用料に達するまでの期間の定めがなかったことから、3回の改定で本来負担していただく使用料になるように見直しをしました。

5　施設原価の対象外とする経費の明確化　(P4)

これまでも計算する際には対象外としていたものを、基本方針の中で明確化したものです。

資料２－２

施設使用料等の算出に関する基本方針（案）

令和５年度改訂版

目　　次

1　基本方針改定の背景 ･･ 1

2　利用者負担の原則 ･･ 1

3　施設原価の算出 ･･ 1

（１）施設原価の基礎 ･･ 2

（２）施設原価の対象、算出方法 ･･ 2

表１「施設原価算出費目の対象」 ･･････････････････････････････････････ 4

（３）施設原価の対象経費・対象外経費 ･･････････････････････････････････ 4

（４）単位当たりの施設原価の算出 ･･････････････････････････････････････ 5

4　基本使用料の算出 ･･ 6

（１）施設の性質に応じた利用者の負担割合 ･･････････････････････････････ 6

表２「利用者負担割合採点表」 ･･ 6

5　施設使用料の決定 ･･ 7

（１）激変緩和措置 ･･ 7

表３「激変緩和措置による改定上限率」 ･･････････････････････････････････ 8

（２）市場価格との均衡 ･･ 8

（３）調理室における加算 ･･ 8

（４）回数券等の発行 ･･ 9

6　使用料の区分設定及び減額・免除について ･･････････････････････････････････ 9

（１）使用料の区分設定 ･･ 9

（２）使用料の減額・免除 ･･ 10

7　その他 ･･ 10

資料　「基本使用料算出表」 ･･ 11

1 基本方針改定の背景

茅野市では、平成 22 年度から第 2 次行財政改革推進プログラム(H22～H26)において、「市民プランを実現するための行財政改革」を目標に掲げ、この実現に向け、「地域経営の改革」、「人と組織の改革」、「財政の改革」を大きな柱として改革を進めてきました。特に、「財政の改革」では、引き続き徹底した歳出の削減に加え、歳入の見直しが必要とされるなかで、行財政改革推進会議の使用料等検討部会において、施設の管理、運営、維持については、利用される方の使用料で賄っていくことが基本であることを再認識し、その使用料の算定方法を明確にするため本基本方針を平成 23 年度に策定しました。

引き続き、平成 30 年度からスタートした第 5 次茅野市総合計画においては、分野別計画である茅野市行政経営基本計画の中で「持続可能な財政の確立」として施設使用料の適正化を主要事務事業に位置付けています。多様化・高度化・複雑化する市民ニーズを的確に捉え、質の高い行政サービスを提供するとともに、より受益と負担の公平性を確保するために、本基本方針を改定しました。

令和 4 年 7 月に、今後の社会情勢の変化へ対応するとともに、「たくましく、やさしい、しなやかな茅野市」の実現のために「茅野市行財政改革基本方針」を策定しました。同方針に基づき、使用料の算定方法について、これからの社会変化に対応できるように根本から見直すこととし、施設整備費を含めて受益と負担の公平性を確保するために、本基本方針を改定しました。

2 利用者負担の原則

市の施設には、道路・公園・水道・下水道など多くの市民の生活に欠かすことのできないものと、余暇の充実や個人の価値観等に応じて一部の市民に利用されるもの等、さまざまな施設がありますが、施設の運営にかかる経費には、施設を利用していない人が納めた税金も使われていることから、実際に施設を利用する人と利用しない人との負担の公平性を確保する必要があります。

このため、本基本方針では、施設を利用することによって受ける利益に応じた利用者負担を適切に設定することを原則とし、施設を利用する人と利用しない人との負担の公平性を確保します。

3 施設原価の算出

利用者に応分の負担を求めるためには、施設使用料の算定根拠をできる限りルール化し、統一された考え方のもとで施設使用料を算定する必要があります。

そのためには、施設使用料の算定の前提となる施設ごとの原価（施設全体にかかる経費、以下「施設原価」という。）や施設使用料を算定する単位当たりの施設原価の算出方法について統一する必要があります。

（1） 施設原価の基礎

施設で発生する経費は、「施設の整備」にかかる経費と、「施設の運営」にかかる経費があります。これまで、「施設の整備」にかかる経費は施設原価に含めてきませんでしたが、特定の方達が利用する施設については、「施設の整備」にかかる経費も使用料で賄うべきであることから、施設原価の基礎＝「施設の整備」にかかる経費＋「施設の運営」にかかる経費としました。~~このうち、「施設の整備」にかかる経費は、施設を広く市民に利用していただくことを目的に、市民からの税金で賄っていますので、使用料算出にあたっての施設原価には含めないこととします。したがって、施設原価の基礎＝「施設の運営」にかかる経費となります。~~

（2） 施設原価の対象、算出方法

① 施設原価は、表 1「施設原価算出費目の対象」を参考に算出します。

② 「施設の整備」にかかる経費の考え方

・施設の整備にかかる経費を、施設を使用する年数で按分して、施設原価に含めるものとします。施設の整備にかかる経費は、施設の建設費、施設の用地取得費及び施設の除却費とします。

・施設の建設費について

施設の建設費は、資産の取得に要した経費を用い、施設の使用年数は、減価償却資産の耐用年数を用いる方法が考えられます。しかし、耐用年数は、鉄筋コンクリート造りの場合は 50 年、ブロック造の場合は 41 年のように、施設の構造によって異なります。また、空調等の設備は 13 年と同じ建物内でも耐用年数が異なります。また、建物は、一定期間が経つと大規模改修が必要となり、その際に設備を入れ替えたりすることから大規模改修に要した経費も施設の建設費に含まれ、そこから新たな耐用年数で減価償却することになります。施設の建設費に資産の取得に要した経費を用い、施設の使用年数に減価償却資産の耐用年数を用いると、耐用年数が経過したら使用料が下がったり、大規模改修をしたら使用料が上がったりすることになり、使用料のあり方として不安定な状況になります。

文部科学省の「学校施設の長寿命化計画策定の手引と解説」の中で、適切な予防措置をすることにより施設を 80 年使うという考え方があります。この場合、40 年で大規模改修、20 年と 60 年で中規模改修をします。大規模改修時は建設当初の約 6 割、中規模改修時は建設当初の約 3 割の経費がかかります。この考え方を用い、施設の建設費は、建設当初の建設費総額の 2 倍（国庫補助等の財源がある場合は除く。）とし、施設の使用年数は 80 年としま

す。これにより、建設当初の経費を建物と機械・設備に分ける必要がなくなるほか、耐用年数経過時や大規模改修の時期によって使用料が変わることがなくなります。

・施設用地の取得費について

その施設を整備するために用地を取得した場合は、用地の取得費を施設原価に含めます。建物と同じ施設使用期間の 80 年で按分します。用地取得を伴わない施設（建替えを含む。）の用地費は施設原価に含めません。

・施設の除却費について

施設は、最後は解体する必要があることから、除却費も施設原価に含めます。建物と同じ施設使用期間の 80 年で按分します。

・「施設の整備」にかかる経費の計算は、次のとおりです。

$$\frac{\text{当初建設費} \times 2 - \text{国庫補助等財源} + \text{用地取得費} + \text{除却費}}{80\text{年}}$$

③ 「施設の運営」にかかる経費の考え方

・~~施設原価~~「施設の運営」にかかる経費の算出に当たっては、単年度ごとに変動するものも含まれているため、~~事務事業評価シートを活用するなどして、~~原則として過去 3 年間の決算額の平均値で算出します。

・異なる用途で構成される複合施設や、一つの施設で複数のサービスを提供している場合、また一人の職員が複数の業務に従事している場合は、施設使用時間、占有面積、事務従事時間等で按分して算出します。

・新規に整備（大規模改修等の場合を含む。）する施設の使用料は、過去 3 年間の決算額の平均値ではなく、新規整備後の見込施設原価を基に算出します。

表１　施設原価算出費目の対象

<table>
<tr><td rowspan="4">施設原価</td><td rowspan="2">施設の整備にかかる経費</td><td>経費</td><td>1　施設の建設費
2　施設の用地の取得費
3　施設の除却費</td></tr>
<tr><td>財源</td><td>1　建設費に対する国庫補助金
2　国庫補助金以外の建設費に対する財源</td></tr>
<tr><td rowspan="2">施設の運営にかかる経費</td><td>物件費等</td><td>1　賃金等（嘱託・臨時職員等の賃金及び社会保険料等）
2　需用費(消耗品費、燃料費、印刷製本費、光熱水費、修繕料等)
3　役務費(通信運搬費、火災保険料等)
4　委託料(施設・設備保守点検、清掃等の委託料等)
5　使用料及び賃借料(パソコン・複写機等のリース料等)
6　備品購入費
7　修繕費（大規模修繕、増築等、施設の資産価値を上げる工事費は除く）
8　その他施設の維持・管理、運営に直接必要となる費用（原材料費、負担金等）</td></tr>
<tr><td>職員人件費</td><td>1　サービスに直接従事する正規職員の給与等
（職員給料、職員手当（退職手当を除く）、共済費等）
(注)　該当年度の職員人件費総額に基づく平均単価を用います。
一人の職員がそのほかの業務にも従事する場合は、年間勤務時間数を従事した実績時間で按分するなど、合理的に算出します。</td></tr>
</table>

(3)　施設原価の対象経費・対象外経費

使用料は施設を利用することによって受ける利益に応じて負担してもらうものであることから、施設原価には、施設の貸出しに必要な経費を計上するものとし、それ以外の経費は除くものとします。経費の分けをすることができない場合は、面積按分などにより適切に計上するものとします。

対象外経費の例

・博物館、公民館等における講座等に要する経費

・貸出し業務以外の業務を行う事務室等に要する経費

・法律等で使用料の徴収が制限されている施設等に要する経費

(4) 単位当たりの施設原価の算出

上記(2)により算出された施設原価は、施設全体の原価となりますので、この原価から施設使用料を算定する単位当たりの施設原価を算出します。

【単位当たりの原価算出例】

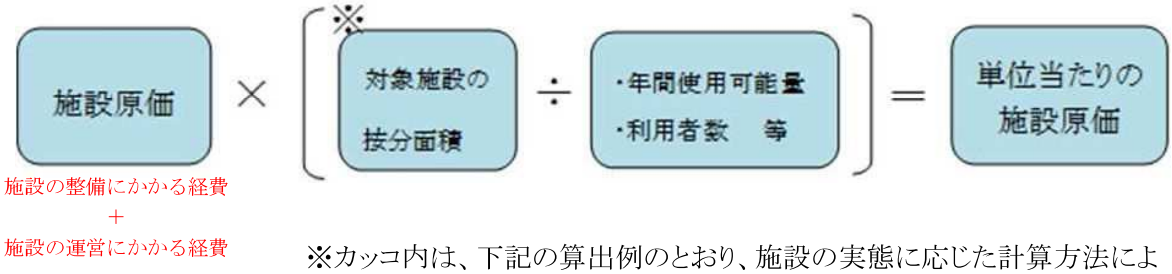

※カッコ内は、下記の算出例のとおり、施設の実態に応じた計算方法により単位当たりの施設原価を算出します。

【算出例①】 会議室等を利用する場合

・○○センター会議室を 1 時間利用した場合
①・・施設原価　②・・○○センター会議室面積　③・・○○センター全体面積
④・・年間開館時間(条例上の開館時間)　として

① 22,938,670 円 × ② 122 ㎡ ÷ ③ 2906.1 ㎡ ÷ ④ 4162 時間

≒ 231 円 / 時間

【算出例②】 温泉施設等を個人利用する場合

・○○温泉を個人利用した場合
①・・施設原価　②・・利用者数(3 年間の実績平均)　として

① 70,187,515 円 ÷ ② 95,271 人

≒ 737 円 / 人

4 基本使用料の算出

(1) 施設の性質に応じた利用者の負担割合

利用者への応分の負担として、単位当たりの施設原価そのものを使用料とすることは、施設の性質によってはふさわしくない場合もあります。このため、施設の性質に応じた利用者の負担割合を設定することが必要となります。

施設の性質に応じた利用者の負担割合は、表 2「利用者負担割合採点表」を用いて設定します。

表 2 利用者負担割合採点表

利用者負担 高							
非公共的・市場的	A-1	利用者負担 50% 公費負担 50%	A-2	利用者負担 75% 公費負担 25%	A-3	利用者負担 100% 公費負担 0%	
	民間参入が可能、又は指定管理制度を導入している施設で、大半の市民の生活に必要な施設		民間参入が可能、又は指定管理制度を導入している施設で、一部の市民の生活に必要な施設		民間参入が可能、又は指定管理制度を導入している施設で、一部の市民が選択して利用する施設		
	B-1	利用者負担 25% 公費負担 75%	B-2	利用者負担 50% 公費負担 50%	B-3	利用者負担 75% 公費負担 25%	
	民間参入が困難なため、市が任意に設置している施設で、大半の市民の生活に必要な施設		民間参入が困難なため、市が任意に設置している施設で、一部の市民の生活に必要な施設		民間参入が困難なため、市が任意に設置している施設で、一部の市民が選択して利用する施設		
公共的	C-1	利用者負担 0% 公費負担 100%	C-2	利用者負担 25% 公費負担 75%	C-3	利用者負担 50% 公費負担 50%	
	市に設置義務がある施設で、大半の市民の生活に必要な施設		市に設置義務がある施設で、一部の市民の生活に必要な施設		市に設置義務がある施設で、一部の市民が選択して利用する施設		
利用者負担 低	必需的				選択的		利用者負担 高

表 2 の縦軸の「公共的」⇔「市場的・非公共的」は、市が施設を設置する必要性を表します。市に設置義務があるものや民間による提供が困難であるものを「公共的」とし、市に施設の設置が義務付けられていないものや民間の施設がある(期待できる)ものを「市場的・非公共的」とします。

横軸の「必需的」⇔「選択的」は、市民の日常生活における施設の必要性を表します。多くの市民が日常生活を送るうえで必要なもの、基本的な生活水準を確保するために必要なものを「必需的」とし、特定の市民の生活利便性の向上や個人の価値観に応じて利用されるものを「選択的」とします。

3(3)で算出した単位当たりの施設原価に、利用者負担割合を乗じて得た額を基本的な使用料(基本使用料)とします。

【算出例①】

・〇〇センター会議室の算出例を用いた場合

(単位当たりの施設原価)　(利用者負担割合)

231 円　×　75%(B-3)　≒ 173 円(10 円未満切り捨て)

【算出例②】

・〇〇温泉の算出例を用いた場合

(単位当たりの施設原価)　(利用者負担割合)

737 円　×　75%(A-2)　≒ 550 円(10 円未満切り捨て)

5 施設使用料の決定

施設使用料は4(1)で算出された基本使用料を原則としますが、施設の利用促進、類似施設や民間施設との料金バランス、急激な使用料の増加による市民生活への影響等を考慮し、以下の措置を講じた上で施設使用料を決定します。

(1) 激変緩和措置

~~新たに算出された基本使用料が、改定前使用料と比べて大幅な増額となり、利用者にとって急激な負担増となる場合、激変緩和措置を表 3「激変緩和措置による改定上限率」の範囲で講じることとします。~~

~~表 3 激変緩和措置による改定上限率~~

改定前使用料	激変緩和措置による改定上限率
300円以下	50%
300円超600円以下	40%
600円超1,000円以下	30%
1,000円超3,000円以下	20%
3,000円超	10%

新たに算出された基本使用料が、改定前使用料と比べて大幅な増額となり、利用者にとって急激な負担増となる場合、今回を含めて 3 回以内の改定で、算出された基本使用料になるように激変緩和措置を講ずるものとする。措置の詳細は表 3「激変緩和措置による段階的改訂」のとおりとします。

表３　激変緩和措置による段階的改訂

改訂前使用料と改定後使用料の倍率又は差額	激変緩和期間
2 倍以下　又は　1,000 円以下　の場合	設けない。
2 倍を超え 3 倍以下　又は　1,000 円を超え 2,000 円以下　の場合	初回：２倍又は 1,000 円のどちらか大きい金額分まで上げる。 ３年後：算定額まで上げる。
3 倍を超える　又は　2,000 円を超えるの場合	初回：２倍又は 1,000 円のどちらか大きい金額分を上げる。 ３年後：R7 改訂前から 3 倍又は 2,000 円のどちらか大きい金額分まで上げる。 6 年後：算定額まで上げる。

※上記の激変緩和の場合に、6年後の値上げ額が初回、3年後と比べて高額になる場合は、3回の値上げ額を均すこともできる。

(2)　市場価格との均衡

新たに算出した基本使用料になるまで、必要に応じて激変緩和措置をとりながら料金を改定していくことを原則としますが、近隣の類似施設（民間含む）と比較して著しく高く、その料金に改訂した場合に明らかに利用者数が減少するなどの事情がある場合には、新たに算出した基本使用料まで料金改定をしないことも可能とします。

(3)　調理室における加算

調理室の使用にあたっては、多種の設備や水道等を使うことが想定されるものの、明確な使用実態を把握することが困難なため、算出された基本使用料に一律 100 円/時間を加算するものとします。

~~(3)　市民の使用料と市民以外の使用料~~

~~原則として、市民以外からは税金を納めていただいていないことから、施設整備に係る税金を負担し、さらに施設使用料を負担する市民と、施設使用料のみを負担する市民以外との負担~~

~~の公平性を確保するため、市民以外の施設使用料は市民の 1.5 倍を目安に設定するものとします。ただし、施設の性質を考慮し、市民以外の施設使用料区分を設けないこともできるものとします。~~

~~（4） 使用料の区分設定と減額・免除の適正化~~

~~利用者負担の例外として、市民団体や学生等の活動を支援する観点から、施設使用料の区分設定や減額・免除を行います。~~

~~施設使用料の区分設定や減額・免除にあたっては、適用する対象や必要性を十分に検討し、施設の利用促進を図るとともに、負担の公平性を損なうことがないよう十分に配慮します。~~

~~特に、社会教育関係団体や体育施設利用団体が施設を利用するときの使用料の減額・免除については、その対象となる団体数が多いため、適切な利用者負担が損なわれないよう、施設使用料の減額・免除の対象とする範囲を明確にし、その範囲を市民に分かりやすく公表するなど、公平性・透明性を確保します。~~

（4） 回数券等の発行

回数券等の発行は、負担の公平性を損なわないことを前提に、施設の利用が促進されるよう、施設ごと個別に判断するものとします。

6 使用料の区分設定及び減額・免除について

5で決定した施設使用料について、施設の利用促進、団体や学生等の活動への支援等を目的として、利用者の区分ごとに異なった使用料を設定したり、使用料の減額・免除を行ったりすることができます。

施設使用料の区分設定及び減額・免除（減免等）の実施にあたっては、次の点を考慮して判断するものとします。

① 使用料は、全ての市民が利用する施設ではなく特定の者が利用して受益を受ける場合に利用者に負担していただくものであるという受益者負担の原則を充分に考慮し、安易に対象者を広げないこと。

② その者を減免等することが施設の設置目的に合致するかどうか。

③ 施設の利用促進と受益者負担の原則のバランスがとれているか。

④ 減免等は使用団体等への助成に類するものであることから、補助金等に関する基本指針を参考に、2分の1以内を原則とすること。

（1） 使用料の区分設定

利用者の区分ごとに異なった金額を設定するものです。例としては、大人料金と小人料金のように対象者の年齢区分で分ける、施設の設置目的の利用は無料としそれ以外の利用は有料

とするなどです。異なった金額を設定しますが、いずれも正規の使用料の扱いとなります。

ア　施設の設置目的以外の利用料金

施設の設置目的以外の利用については、4(1)で設定した「利用者の負担割合」で割り落とす前の「単位当たりの施設原価」の額を基準として割り増しした使用料に区分設定するものとします。

(2)　使用料の減額・免除

減額・免除は、正規の使用料として定めた額を、減額する、又は免除するものです。

減額・免除が必要だと判断した場合は、公平性・透明性を高める観点から、条例で直接定めることとします。例外として、災害時等の臨時的な減免などがあるため、「災害時等の一時的な減免であって市長が特に必要と認める場合」という定めを設けることは可としますが、それ以外の恒常的な減免は必ず条例で定めることとし、規則への委任は認めないこととします。

ア　使用料の減額

使用料の減額は、2 分の 1 以内を原則とすること。

イ　使用料の免除

使用料の免除は、次に掲げるもの以外は原則行なわないこととします。

・官公庁が主催する事業その他これらに類する公共性の高い事業

・諏訪地域の市町村で連携して行っている小中学生に対する入館料の免除

7　その他

・利用者への配慮として、新たな施設使用料に改定する場合は、適切な周知期間を設けます。

・公平な受益者負担を確保するためには、施設使用料には施設にかかる経費の推移や社会情勢の変化等を可能な限り反映し、実態に見合ったものとする必要がある一方、短期間で施設使用料を改定することは利用者の混乱を招く恐れがあることから、原則として3年ごとに施設使用料の見直しを実施することとします。

・激変緩和措置が適用されていない施設について、前回の見直し時の施設原価と直近3ヶ年の施設の運営にかかる経費で計算した施設原価とで 20%以上の差が生じた場合は、使用料の見直しから3年経過しない場合でも使用料の見直しをするものとします。

・消費税率が改正される場合には、その改正を適切に施設使用料に反映させるものとします。

・指定管理者に管理を委託している施設については、指定管理者との協議を行った上で、施設使用料の改定に弾力的に取り組みます。

・施設の運営にあたっては、住民サービスを維持しつつ経費節減に努めます。

資料「基本使用料算出表」

基本使用料算出表

対象施設名称	設置年度	耐用年数	経過年数	対象施設面積(ア)	施設全体面積(イ)	年間開館時間(ウ)	利用者数(エ)	所管課	作成者	内線

（単位：円）

施設の整備にかかる経費　算出費目		取得価格等	総経費	施設使用期間	単年度経費	算出根拠等		
経費	建設費		0	80	0			
	用地費・補償費		0	80	0			
	除却費		0	80	0			
財源	国庫補助金		0	80	0			
	その他		0	80	0			
					0	(A)	施設の整備にかかる経費(B)	円

施設の運営にかかる経費　算出費目		H30　決算額	R1　決算額	R4　決算額	3か年決算額※	算出根拠等			
物件費等	1　賃金等				0				
	2　需用費				0				
	3　役務費				0				
	4　委託料				0				
	5　使用料及び賃借料				0				
	6　備品購入費				0				
	7　修繕費(工事請負費)				0				
	8　その他費用				0				
職員人件費	9　職員人件費				0				
決算額　計		0	0	0	0	(C)	施設の運営にかかる経費（Cの平均）（D）		円
施設原価(E)（(B)+(D)）	円	単位当たりの原価(F)	(E)×(ア)÷(イ)÷(ウ)または(E)÷(エ)		#DIV/0!	利用者負担割合(G)		#N/A	基本使用料(F)×(G)　#DIV/0!

（1円未満切り捨て）　（10円未満切り捨て）

施設ごと適宜数式を入力してください。

リストから選択

（参考）施設原価算出費目の対象

施設の運営費かかる経費	物件費等	1　賃金等（嘱託・臨時職員等の賃金及び社会保険料等の実績）
		2　需用費（消耗品費、燃料費、印刷製本費、光熱水費、修繕料等）※大規模・中規模改修は除く
		3　役務費（通信運搬費、火災保険料等）
		4　委託料（施設・設備保守点検、清掃等の委託料等）
		5　使用料及び賃借料（パソコン・複写機等のリース料等）
		6　備品購入費
		7　修繕費（大規模修繕、増築等、施設の資産価値を上げる工事費は除く）
		8　その他施設の維持管理、運営に直接必要となる費用（原材料費、負担金等）
	職員人件費	9　施設におけるサービスに直接従事する正規職員の給与等 （職員給料、職員手当（退職手当を除く）、共済費等）
		(注)　該当年度の職員人件費総額に基づく下記の平均単価を用います。 一人の職員がそのほかの業務にも従事する場合は、年間勤務時間数を従事した実績時間で按分するなど、合理的に算出します。 今回は、全年度6,565,000円で試算してください。

（参考）利用者負担割合採点表

施設の整備にかかる経費	建設費	建設工事費、設計費、監理費
	用地費・補償費	用地費、補償費、算定費等
	除却費	解体工事費等
	国庫補助金	建設時の国庫補助金
	その他財源	起債の交付税措置分等

使用料改定スケジュール（予定）

内容	令和５年		令和６年												令和７年			
	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月～
基本方針確定	→																	
使用料等審査委員会（スケジュール確認）		→																
基本方針の関係課説明会		→																
減免の見直し検討（担当課）			→	→	→													
使用料等審査委員会（減免見直し）						→	→											
使用料算出（担当課）			→	→	→	→	→	→										
使用料等審査委員会（使用料算出）								→	→	→	→							
見直し案（条例案）確定												→	→					
議会全員協議会													→					
改正条例議会上程														→				
市民周知															→	→	→	
新使用料・減免施行																		→

提言書（案）に対する委員からのご意見

【小平委員】
「1　はじめに」最後の、

なお、この改革プランの進捗状況については、当審議会への報告により確認するだけではなく、常に市役所内部で確認できる仕組み作りをし、その都度チェックできるシステムの構築を求めます。当審議会としてもこのプランの自律的な取り組みを後押していくことで、行財政改革の推進を共に図っていきたいと考えます。

ですが、

この改革プランを確実に達成させるために、全体の取り組みを管理する体制と仕組みを構築し、個々の改革項目を具体的な実施項目（時期、担当者、成果物）に落とし込み、タイムリー（少なくとも四半期毎）に進捗を管理し必要なアクションを行うことを求めます。当審議会としても、このプランの自律的な取り組みを後押していくことで、行財政改革の推進を共に図っていきたいと考えます。

にしたらよいかと思います。

【北原委員】
財政状況の厳しい現状では、この提言に沿った対応をしていく必要性を感じています。若干修文が必要と思いますので検討をお願いいたします。

1　財政運営
　３行目及び４行目の実行性は実効性ではないか。　→　訂正済み

2　財政運営の施設使用料
　４行目
　５年に一度に行っている⇒５年に一度改定することとされている

　５行目
　使用料の見直しは、５年に捉われることなく
　⇒使用料の見直しについては、５年という期間に捉われることなく
　８行目
　受益者の原則からは減額を基本とすること
　⇒受益者負担の原則からは減額しないことを基本とすること

３　公共施設の再編

２段落２行目

手続きを行い、令和６年度予算には、その運営経費は計上することなく、廃止とすること。

⇒手続きを進めること。

（廃止手続きがなされれば当然予算は不要となるし、廃止手続きも議会との調整があるので予算案と同時処理はかなり困難ではないかと思料）

とりあえず以上です。正副会長の強い思いもわかりますが、実現可能な提言とするほうが良いと思います。

【両角委員】

何点か意見を述べさせていただきます。

案は殆どがコスト削減に関するものであり、税収増加に対する取り組みは「企業誘致」のみかと思います。

委員会で検討した大前提に「若者に選ばれるまち」がありますが、それに対する提言が盛り込まれておりません。

そこで、以下の前向きな案の追加を提案します。

１．子育て世代や教育への取り組み強化し、人口増加につなげる。

２.移住促進事業を強化し、同じく人口増加･税収増加に寄与する取り組みを強化する。

３.「お金の落ちる観光」への取り組みを強化し、一部の観光産業業者に偏らない、地域が潤う観光をつくる。

４．DX への具体的な取り組みを明確にする。概念はもういいので、何を DX 化するかを決める。

（人と人をつなぐ、医療、のらざあ、各種手続きなど、暮らしやすくなるツールとする）

そもそもコスト削減を検討するための委員会のような気がしてきました。

恐らく、いくらコストを削減しても、財政状況の厳しさは変わらないのではないでしょうか。

身の丈に合った歳出にすることはもちろんですが、茅野市には大いなる財産があります。

それらを活かした施策を推し進めることが、夢のある、誇れる市になると考えます。

【鶴石委員】

以下のとおり

茅野市行財政改革に関する提言(案)に対するコメント

2023.10.26

委員　鶴石悠紀

いよいよ任期末となり、色々とありがとうございました。審議会として、最後に提言を残しておきたいという趣旨は賛同いたします。
さて、標題のように大きく、幅広く、俯瞰的に提言するのであれば、以下のように、時間軸と分野軸とに分けて、それぞれ議論することが望ましいのですが、それを行うには、検討だけでも 3 年程度は必要になるでしょう。現行の当審議会では、短期視点に絞って、住民自治、政策運営、財政運営、公共施設の再編という 4 つの分類の範囲で検討し、「茅野市行財政改革基本方針」をまとめたわけです。しかし、将来の審議会では、どこかで、大局的、長期的な課題も議論することを期待したいと思います。
　議論を深めるのであれば、

A　時間軸

1. 30 年以上の将来を見据えた長期視点
2. ５～10 年先の課題を検討する中期視点
3. 3 年以内の目下の課題に対する短期視点

B　分野軸

1. 健康、医療、体力、運動、長寿
2. 生活、福祉、生きがい、趣味、文化
3. 財政改善、効率行政、税収確保
4. 産業、経済、働く場、創業支援、Ｕターン
5. 教育、子育て、親育て
6. 住民自治、地区行政、共助、見守り、防災、ボランティア

等に区分して、ぞれぞれの現状確認、望ましい目標、課題・問題点、改善策、優先順位を提言にまとめるのが理想です。

ただし、今回の提言は、「茅野市行財政改革基本方針」の確実な実施と成果を期待したものとして捉えるなら、案のような内容で妥当ではないかと思います。特別に追加の提言とか新規の提言と言うことではなく、基本方針を確実に実施してくださいというお願いになっていますので、突飛なものではありません。
しかし、個人的には言葉尻などに若干の違和感があるところとか、追加の言葉を補足しておきたい点などがありますので、私の意見として以下のようにコメントいたします。

1. 「はじめに」の最後の段落で、「当審議会としてもこのプランの自律的な取り組みを後押ししていくことで」と記述されていますが、自律という言葉は、自然にとか、自動

的にと言うニュアンスが有り、自主的に努力してと言う意味なら、「自立」を使うべきですが、個人的には、「自律的な取り組み」という言葉を「確実な実施」に変更したいなと感じます。また、その次の、「行財政改革の推進」は、成果が出ていなくてもやっていますという言い訳になりやすい言葉なので、「行財政改革の実現」に替えておきたいと感じます。

2. 住民自治の項目では、最後の行で、「見直しを行うこと。」を「見直しを行い、事務局機能を各団体へ移管する努力を行うこと。」にしたいと思います。行政活動の中で、見直しという言葉が多用されますが、見直しましたが、従来通りですという場合もあって、何を目指すのかという点が曖昧になりやすいので、目標をはっきりさせた記述にする方が良いと思います。
3. 財政運営の項目では、最初の記述段落の後に、「また、コミュニティ運営協議会の役割についても時代の変化(少子高齢化、情報化・DX 社会、交通弱者、災害頻発など)を勘案して、その活動の位置づけを見直していくこと。」を追加したいと思います。と申しますのは、コミュニティ運営協議会は、何をすれば良いのかが曖昧だったり、地区コミュニティセンターごとにばらつきが大きく、地区社協の活動と屋上屋になるものがあったり、また、民生児童委員の活動とも重複したり、地域福祉全体について整合性が有り、連携が取れて実効がある形に見直す時期かと思います。
4. 公共施設の再編の項目では、最後のスケートセンターの記述の最後に、「また、スケートセンターを持っていない近隣町村との共働広域運営についても検討を進めて欲しい。」を入れたいと思います。

さらに、追加の記述として、

「・　陸上競技場は、公認維持の負担が大きいが、諏訪地域唯一の公認トラックであることから、広域運営への移行を進めて欲しい。」を追加したい。

審議会の反省点としては、「茅野市行財政改革基本方針」のなかで、施策提案を羅列したに留まり、優先順位まで議論を尽くせなかったなと言う思いが残りました。
以上が、私のコメントです。

資料３

令和５年(2023 年)11 月　　日

茅野市長　今井　敦　　様

茅野市行財政審議会
会長　両角　美智代

茅野市行財政改革に関する提言について

私たち茅野市行財政審議会委員は、令和３年 11 月４日から令和５年 11 月３日までの ２ 年間の任期において、茅野市の行財政改革について真摯に議論を重ねてきました。任期満了に当たり、別添のとおり、茅野市行財政改革に関して提言をいたします。

この提言を踏まえて、茅野市の行財政改革がスピード感をもって着実に実行されることを望みます。

茅野市行財政審議会委員

会長	**両角　美智代**
副会長	**守屋　正光**
委員	**小平　孝一**
委員	**宮坂　佐知子**
委員	**髙木　宏明**
委員	**半田　晴奈**
委員	**鈴木　紘平**
委員	**藤野　真和**
委員	**北原　政彦**
委員	**中村　勝哉**
委員	**鶴石　悠紀**
委員	**大川　秀明**
委員	**両角　博志**
委員	**丸茂　大介**
委員	**柿澤　大輔**

茅野市行財政改革に関する提言（案）

令和５年１１月

茅野市行財政審議会

1　はじめに

茅野市行財政審議会委員の２年間の任期が、令和５年１１月３日で満了となります。任期満了にあたって、茅野市の行財政改革に関する事項について提言するとともに、この提言を次期委員で構成される茅野市行財政審議会に引き継ぐこととします。

当審議会は、茅野市の行財政改革方針について、令和３年１１月に市から諮問されたのに対し、令和４年３月に茅野市行財政改革方針に関する答申をしました。市は、この答申を受けて令和４年７月に「茅野市行財政改革基本方針」を策定し、３６の改革実行項目について取り組みを行っています。また、令和５年度になり、財政状況がますます厳しい状況となったことを受け、当審議会では更なる行財政改革プランを示すことを市に対して申し入れました。それに応じて、市は、令和５年８月２９日開催の当審議会において「行財政改革プラン２０２３(案)」を示したところです。

茅野市行財政改革基本方針における３６の改革実行項目についての令和４年度の取り組み実績は、「５０％が概ね実行できた」で、「残りの５０％は実行できなかった」旨の報告を受けています。まずは、この全ての改革実行項目をスケジュールどおり遂行していただきたいと思います。

また、「行財政改革プラン２０２３（案)」（以下、「改革プラン」と言う。）については、令和５年１０月３０日開催の当審議会において、３０の優先改革事項について取り組みのスケジュールが示されました。このスケジュールどおり確実に遂行することと合わせ、改革プランの内容に沿って、さらに具体的な提言をします。

なお、この改革プランの進捗状況については、当審議会への報告により確認するだけではなく、常に市役所内部で確認できる仕組み作りをし、その都度チェックできるシステムの構築を求めます。当審議会としてもこのプランの自律的な取り組みを後押していくことで、行財政改革の推進を共に図っていきたいと考えます。

２　提言内容

（１）住民自治

・市民活動団体と事務局のあり方については、その活動や事業の目的を明らかにした上で、市民活動団体と行政の関わりについて再構築すること。また、小泉山体験の森創造委員会や多留姫文学自然の里創造委員会の２団体だけでなく、茅野市が市民活動団体の事務局を担っている市民活動団体全てにおいて事務局としての関わりについて見直しを行うこと。

（２）政策運営

・６温泉施設については、収支状況を鑑みて、老朽化に伴う大規模改修は行わず、廃止及び民間譲渡についても検討すること。また、営業日や営業時間の見直しによる経費削減と収支均衡に近づくような利用料の引き上げを検討すること。

・保育所運営は、少子化の進行と保育士の確保が厳しい現状から、保育園の統廃合により、保育の質を高めて、これからも待機児童を発生させない受け入れ体制を整えること。

（３）財政運営

・地区コミュニティセンターの拠点数と人員体制の見直しに加えて、各地区コミュニティ運営協議会を通して各団体に交付している負担金等（地区環境整備活動負担金、地区防犯事業負担金等）に関しても、その実効性を十分に検証すること。実効性が乏しいものについては、その対応を検討し、慣例的な地域支援の見直しを行うこと。

・税収の確保として、企業誘致は有効な手段であることから、積極的な企業誘致を進めること。

・施設使用料については、適正な受益者負担の考えに基づいて、現在、改正を進めている「施設使用料等の算出に関する基本方針」に沿って、令和６年度までには全施設の使用料、入場料等の見直しを確実に行い、令和７年度からは新しい料金体制で施設の運営ができるようにすること。また、５年に一度行っている使用料の見直しは、５年に捉われることなく、物価高や燃料高騰等による社会情勢に応じて適宜見直しを行うようにされたい。また、施設使用料の減免については、減額と免除のそれぞれの定義づけをきちんと行い、条例で定めること。受益者の原則からは減額を基本とすることが望ましい。

（４）公共施設の再編

・全ての公共施設について、入場者数、利用者数等の現状を分析した上で、維持管理経費の削減のため、平日は休館にするなど開館日や営業時間についての見直しを検討すること。

・廃止の方向性を打ち出している市営プール、白樺湖温泉すずらんの湯、千駄刈自然学校、環境館については、早急に廃止に向けた手続きを行い、令和６年度予算には、その運営経費は計上することなく、廃止とすること。

・小学校の施設運営については、財政的な観点とは別に、少子化による児童数減少の推計を受け止め、教育の質の観点から検討を行うこと。その際に、教育の格差が生じない学校配置を行うこと。なお、小学校ごとで統廃合の検討をするのではなく、各地区に設置している全９小学校について、中学校区を基本とした再配置の検討を行うこと。

・市内４箇所にある保健福祉サービスセンターについては、今までの体制状況や業務内容について、十分に検証をした上で、機能面から設置数や設置場所の検討を行うこと。

・スケートセンターは、赤字経営に加えて、今後１０年間で約６．１億円の改修費用が見込まれている。まずは、営業時間の見直し等も行い、経費削減に努めること。そして、入場者数の状況や温暖化による影響など総合的に判断して廃止の是非について検討すること。

・財政負担の大きい市民館は、民間譲渡も含めさまざまな検討を進めること。現行においては、運営方法について、民間活力による様々な運営方法の検討やネーミングライツなど民間資金による収入の確保の検討を行うこと。

・八ヶ岳総合博物館は、入館者数や維持管理費の実態を踏まえ、茅野市としての博物館の今後のあり方について十分に検討を行うこと。

・蓼科有機センターは、早急に民間譲渡を進めると共に、保育園や小中学校の生ごみ回収の委託業務は、ごみ減量とコストの面から十分検討した上で、その是非を判断すること。

・改革プランに挙げた公共施設以外についても、「公共施設再編計画」に基づき、計画どおり着実に遂行すること。

（５）その他

・議会のあり方については、定数削減なども含め市民から注目されており、議会による自主的な議会改革を期待するところである。